

第2部

各学校段階、各教科等における改訂の 具体的な方向性

1. 各学校段階の教育課程の 基本的な枠組みと、学校段階間の接続

(1) 幼兒教育

幼稚園教育要領・総則に関する構成等の改善のイメージ

・赤字: 小学校学習指導要領・総則に関する構成等の改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領・総則の構成等	幼稚園教育要領・総則に関する構成等の改善のイメージ(たたき台)	小学校・総則に関する構成等の改善のイメージ(たたき台)
	前文	前文
	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義</p> <p>・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育</p> <p>1 幼児期にふさわしい生活の展開</p> <p>2 遊びを通しての総合的な指導</p> <p>3 一人一人の発達の特性に応じた指導</p> <p>・計画的な環境の構成、教師の役割</p>	<p>第1 幼稚園教育の基本 何ができるようになるか</p> <p>教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義</p> <p>・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育</p> <p>1 幼児期にふさわしい生活の展開</p> <p>2 遊びを通しての総合的な指導</p> <p>3 一人一人の発達の特性に応じた指導</p> <p>・育みたい資質・能力と各領域、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)との関係(新)</p> <p>・教師の役割(第3章)</p> <p>・教材研究(新)</p> <p>・幼稚園教育を通じて育みたい資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係(新)</p> <p>・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(新)</p> <p>・資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現(新)</p> <p>・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性(新)</p> <p>・各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校での学びを念頭に置きながら、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点でねらいや内容を組織すること(新)</p> <p>・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせ、て実施することの必要性(新)</p> <p>・幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること。(新)</p>	<p>第1 小学校教育の基本 何ができるようになるか</p> <p>1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学校教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義</p> <p>2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成</p> <p>・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣</p> <p>・「豊かな心」道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成</p> <p>・「健やかな体」 体育・健康に関する指導</p> <p>3 小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力</p> <p>・「生きる力」を一体的に捉えた、小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について</p> <p>・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係</p> <p>・各教科等間で育成する資質・能力との関係</p> <p>・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性</p> <p>4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現</p> <p>・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性</p> <p>・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること</p> <p>・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせ、て実施することの必要性</p> <p>・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性</p>

幼稚園教育要領・総則に関する構成等の改善のイメージ

・赤字: 小学校学習指導要領・総則に関する構成等の改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領・総則の構成等	幼稚園教育要領・総則に関する構成等の改善のイメージ(たたき台)	小学校・総則に関する構成等の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>第2 教育課程の編成</p> <p>・教育課程編成の基本</p> <p>1 ねらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特徴を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつこと</p> <p>2 教育週数</p> <p>3 教育時間</p>	<p>第2 教育課程^等の編成 何を学ぶか</p> <p>1 <u>学校教育目標に基づいた教育課程の編成(新)</u> ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。(新)</p> <p>2 教育課程の編成の基本 ・ねらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特徴を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと ・<u>全体的な計画の作成の配慮事項(新)など</u> ・教育週数 ・教育時間</p> <p>3 <u>幼稚園と小学校との接続(第3章)</u></p>	<p>第2 教育課程の編成 何を学ぶか</p> <p>1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成 ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。</p> <p>2 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取扱い) ・年間の授業日数(週数) ・児童会活動、クラブ活動、学校行事 ・1単位時間の適切な設定 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨 ・複式学級</p> <p>3 学校段階間の接続 ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム(低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫) ・小学校と中学校の接続と義務教育学校(義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定)</p> <p>4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係</p> <p>5 調和の取れた全体の指導計画 ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導 ・2学年を見通した指導 ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導</p>

幼稚園教育要領・総則に関する構成等の改善のイメージ

・赤字: 小学校学習指導要領・総則に関する構成等の改善のイメージ案との相違点 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領・総則の構成等	幼稚園教育要領・総則に関する構成等の改善のイメージ(たたき台)	小学校・総則に関する構成等の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	<p>第3 指導計画の作成・実施と評価(新)</p> <p>1 指導計画の作成・実施</p> <p><u>(1) 指導計画の考え方(第3章)</u> ・<u>指導計画の考え方(第3章)</u></p> <p><u>(2) 指導計画の作成上の留意事項(第3章)</u> ・<u>指導計画の作成(第3章)</u> ・<u>入園から修了までの生活(第3章)</u> ・<u>長期の指導計画と短期の指導計画(第3章)</u></p> <p><u>(3) 指導計画の実施上の留意事項(第3章)</u> ・<u>育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性(新)</u> ・<u>言語活動の充実(新※)</u> ・<u>体験の多様性と関連性(第3章)</u> ・<u>幼児が見通しを立てたり振り返ったりする活動(新※)</u> ・<u>指導上の工夫(第3章)</u> ・<u>個から集団へ(新)</u> ・<u>安全に関する事項(第3章)</u> ・<u>行事の指導(第3章)</u> ・<u>視聴覚教材等の活用(新※)</u></p> <p>2 評価の充実(新) ・<u>ねらい及び内容、5歳児の評価における幼児期の終わりまでに育ててほしい姿(仮称)を踏まえた評価を行う(新)</u></p> <p>・<u>評価による指導の改善(新※)</u></p>	<p>第3 教育課程の実施と学習評価</p> <p>1 教育課程の実施</p> <p>どのように学ぶか 何が身に付いたか</p> <p>(1) 指導内容の具体化 ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性 ・特に重要となる学習活動の在り方 ー資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性 ー体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習 ー児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動 (↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)</p> <p>(2) 教育課程の実施上の留意事項 ・発展的な内容の指導と留意点 ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述) (※第2の3との関係整理) ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実</p> <p>2 学習評価の充実 ・各教科等の目標に応じて評価を行う ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う (※各教科等の観点は示さない) ・評価による指導の改善、学習意欲の向上</p>

幼稚園教育要領・総則に関わる構成等の改善のイメージ

・赤字: 小学校学習指導要領・総則に関わる構成等の改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領・総則の構成等	幼稚園教育要領・総則に関わる構成等の改善のイメージ(たたき台)	小学校・総則に関わる構成等の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	<p>第4 幼児の発達を踏まえた指導(新)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 個々の幼児の発達をどのように支援するか </div> <p>1 障害のある幼児への指導(第3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の幼児の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと(第3章) ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について(第3章) <p>2 <u>海外から帰国した幼児等の園生活への適応や日本語指導(新)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の幼児の園生活への適応と外国における経験をいかした指導(新) ・日本語の習得に困難のある幼児への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと(新) <p>3 <u>満3歳児への指導(新)</u></p>	<p>第4 児童の発達を踏まえた指導</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 個々の児童の発達をどのように支援するか </div> <p>1 児童の発達の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること <p>2 特別な配慮を必要とする児童への指導</p> <p>(1) 障害のある児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと ・特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について <p>(2) 海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導 ・日本語の習得に困難のある児童への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

幼稚園教育要領・総則に関わる構成等の改善のイメージ

・赤字: 小学校学習指導要領・総則に関わる構成等の改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領・総則の構成等	幼稚園教育要領・総則に関わる構成等の改善のイメージ(たたき台)	小学校・総則に関わる構成等の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章総則
<p>第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、子育ての支援</p>	<p>第5 幼稚園生活の充実のための学校運営上の留意事項</p> <p style="text-align: center;">実施するために何が必要か</p> <p>1 幼稚園における指導体制の充実(新) ・<u>学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)</u>(新) ・<u>学校間の連携、交流</u>(第3章) 2 <u>家庭・地域との連携・協働</u>(新) ・<u>家庭や地域との連携・協働</u>(第3章) ・<u>障害のある幼児との交流及び共同学習</u>(第3章) ・<u>高齢者などとの交流の機会</u>(新)</p> <p>第6 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、子育ての支援</p>	<p>第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項</p> <p style="text-align: center;">実施するために何が必要か</p> <p>1 学校の指導体制の充実 ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制) ・学校間の連携、交流 2 家庭・地域との連携・協働 ・家庭や地域との連携・協働 ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習 ・高齢者などとの交流の機会</p> <p>第6 道徳教育推進上の配慮事項 ・全体計画の作成、道徳教育推進教師 ・指導内容の重点化(低・中・高) ・豊かな体験の充実 ・家庭、地域との連携・協働</p> <p>※各教科等の見方・考え方 ⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、具体的名内容とその趣旨を示す</p>
第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)	
・「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」	<p>第1 ねらい及び内容 ⇒資質・能力による見直しや現代的な諸課題を踏まえた「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の内容等を示す</p> <p>第2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)(新)</p>	
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	
<p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 2 特に留意する事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 1 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活</p>	<p>1 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動 2 子育ての支援</p>	

(2) 小学校

小学校・総則に関わる構成等の改善のイメージ

小学校学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国 語	第6節	音 楽
第2節	社 会	第7節	図画工作
第3節	算 数	第8節	家 庭
第4節	理 科	第9節	体 育
第5節	生 活		

第3章 特別の教科 道徳

※ 平成30年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 別 活 動

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数(週数)
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・合科的・関連的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・学級経営の充実、生徒指導の充実
 - ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
 - ・個に応じた指導の充実 ・障害のある児童への指導
 - ・海外から帰国した児童等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の役割、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性など、今回改訂が目指す理念について示す

総則

第1 小学校教育の基本

何ができるようになるか

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学校教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導（含 安全・食育）

3 小学校教育を通じて育成をすべき資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について（低学年・中学年・高学年の発達の段階に応じた対応の必要性）
- ・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成する資質・能力との関係
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「児童の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する
- ・各学校において、教育課程編成の基本方針を家庭、地域と共有する。

2 教育課程の編成における共通的事項（授業時数、内容の取り扱い）

- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1 単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・複式学級

3 学校段階間の接続

- ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム（低学年における生活科を中心とした教育課程全体を通じた教育課程編成を工夫すること）
- ・中学校との接続と義務教育学校（初等中等教育全体を見通しつつ、中学校との接続に配慮すること）（9年間を見通した教育を行う義務教育学校の特色を生かした工夫をすること）

4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

5 全体として調和のとれた指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2 学年を見通した指導
- ・各教科等の内容の指導上のまとめ（単元、題材、主題）の重要性を踏まえ、指導事項のまとめ方や重点の置き方を工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか
何が身に付いたか

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容について、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成するために、指導上のまとめ(単元、題材、主題など)を作りあげることの重要性
- ・特に重要となる学習活動の在り方
 - －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - －児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
(↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果などを評価し、指導の改善を行い、児童の資質・能力の育成に生かす。

第4 児童の発達を踏まえた指導

児童の発達を
どのように支援するか

1 児童の発達の支援

- ・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること
- ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること
- ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童への指導

- ・個々の児童の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について
- ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について

(2) 海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

1 学校の指導体制の充実

- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・学校間の連携、交流

2 家庭・地域との連携・協働

- ・家庭や地域との連携・協働
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
- ・世代を越えた交流の機会(高齢者、異年齢の児童生徒など)

第6 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

小学校段階で育成を目指す資質・能力 <論点整理(抄)>

- 小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」を培うこと及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を養うことを目的とする義務教育のうち、基礎的なものを施すことが目的である。 幼児教育までの学びを生かしながら、小学校段階において育むべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、中学校以後の学びに円滑に接続させることが求められる。
- その中で、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、2. (2)②に示した「特にこれからの時代に求められる資質・能力」を踏まえ、関連する各教科等の改善を図るとともに、教科等における具体的な指導内容によって育まれる資質・能力の関係性を可視化していくことが必要である。

教科等の担任制の実施状況（公立小）

教科等の担任制の実施状況（公立小学校）

※教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	3.3%		5.1%		1.3%	12.4%	4.8%		6.0%	
第2学年	5.9%		7.1%		1.8%	20.8%	9.5%		7.0%	
第3学年	10.3%	5.7%	15.5%	20.8%		42.5%	17.2%		7.9%	
第4学年	11.1%	6.9%	17.6%	31.3%		51.1%	21.3%		8.7%	
第5学年	11.6%	14.1%	20.8%	45.3%		57.4%	22.0%	34.7%	11.1%	12.9%
第6学年	11.6%	15.2%	20.4%	48.9%		60.2%	22.9%	36.5%	12.2%	13.6%

小学校の授業時数の考え方

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」
(平成20年1月中央教育審議会)(抜粋)

6. 教育課程の基本的な枠組み

(1) 小・中学校の教育課程の枠組み

② 小学校の授業時数(年間の総授業時数)

- (前略)小学校第4学年から第6学年にかけては現在の週27コマから1コマ増加し、週28コマを年間35週以上にわたって行うこととなる。これについては、学校では、一週間の中で、

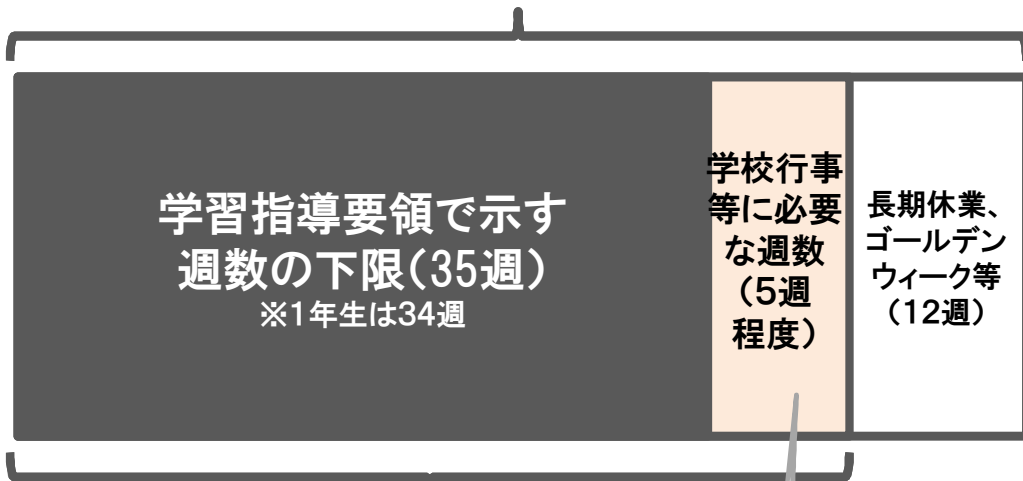
- ・ 各教科等の授業以外にも、**特別活動として児童会活動やクラブ活動**が行われているほか、**個別の児童に対する補充指導や生徒指導**といった取組もなされている、
- ・ 9. にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、**校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保**なども必要である、

ことなどから、**学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度**と考えられる。

小学校の年間総授業時数について(イメージ)

◆年間の授業週数

年間週数(52週)



平均的な週数(40週)

※22年度実績(小学校5年生)。
「平成25年度公立小・中学校における
教育課程の編成・実施状況調査の結果」による

- 始業式、終業式等の儀式的行事
- 学芸会、鑑賞会等の文化的行事
- 運動会等の健康安全・体育的行事
- 遠足・集団宿泊的行事
- 地域社会の清掃活動、福祉施設との交流活動等の勤労生産・奉仕的行事
- 感染症や気象警報等による臨時休業日の振替 等

◆週あたりの授業コマ数(4年生～6年生)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3	週28コマ				
4					
5					
6			クラブ活動 児童会活動	※	

※ 個別の児童に対する補充指導や生徒指導、
学習や生活上の指導についての職員の情報
連絡といった取組に充てられる時間

小・中学校の教科等の構成と標準授業時数

小学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は45分、授業は年間35週[1年生は34週]

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳※	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	9	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
2年生	9	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	26
3年生	7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	27
4年生	7	2.6	5	3	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	28
5年生	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
6年生	5	3	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28

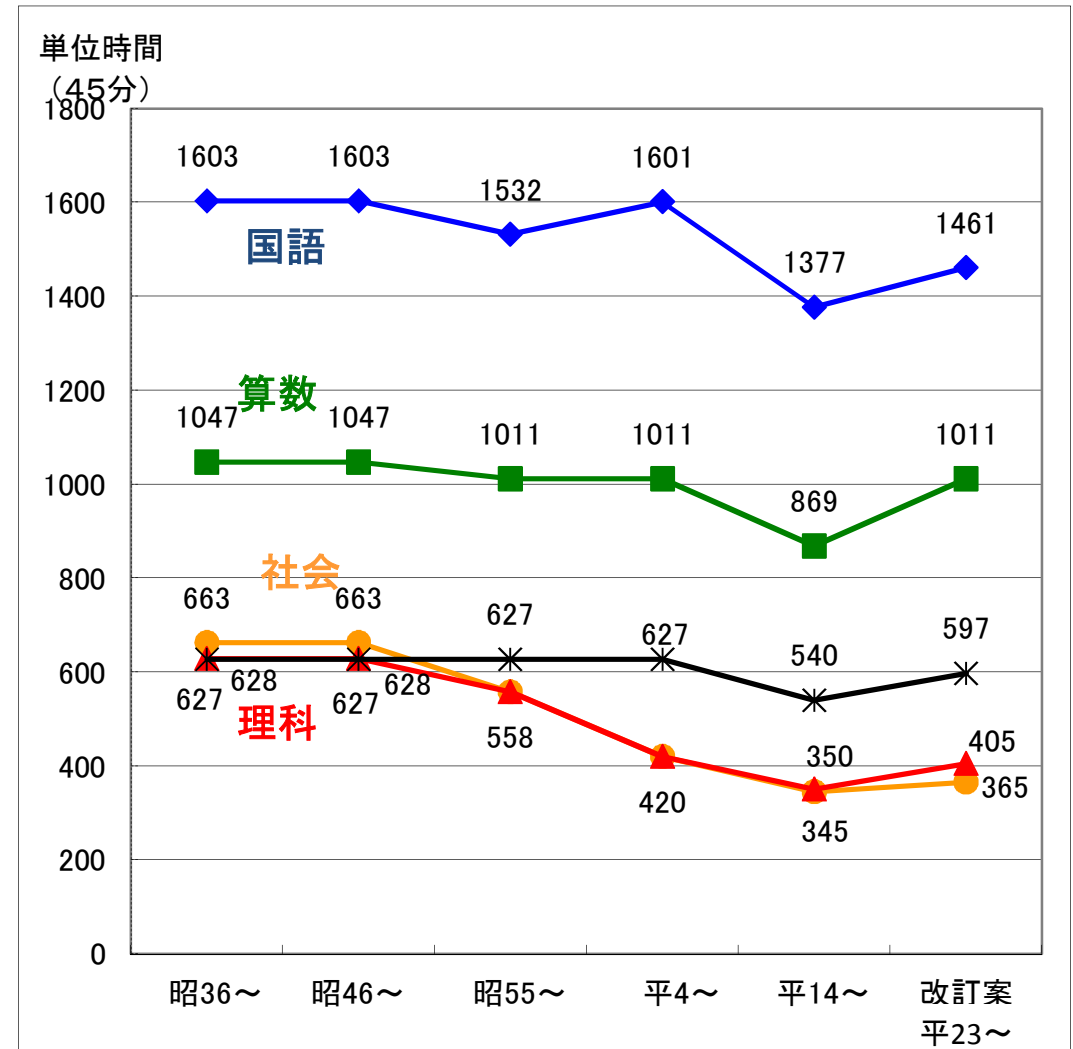
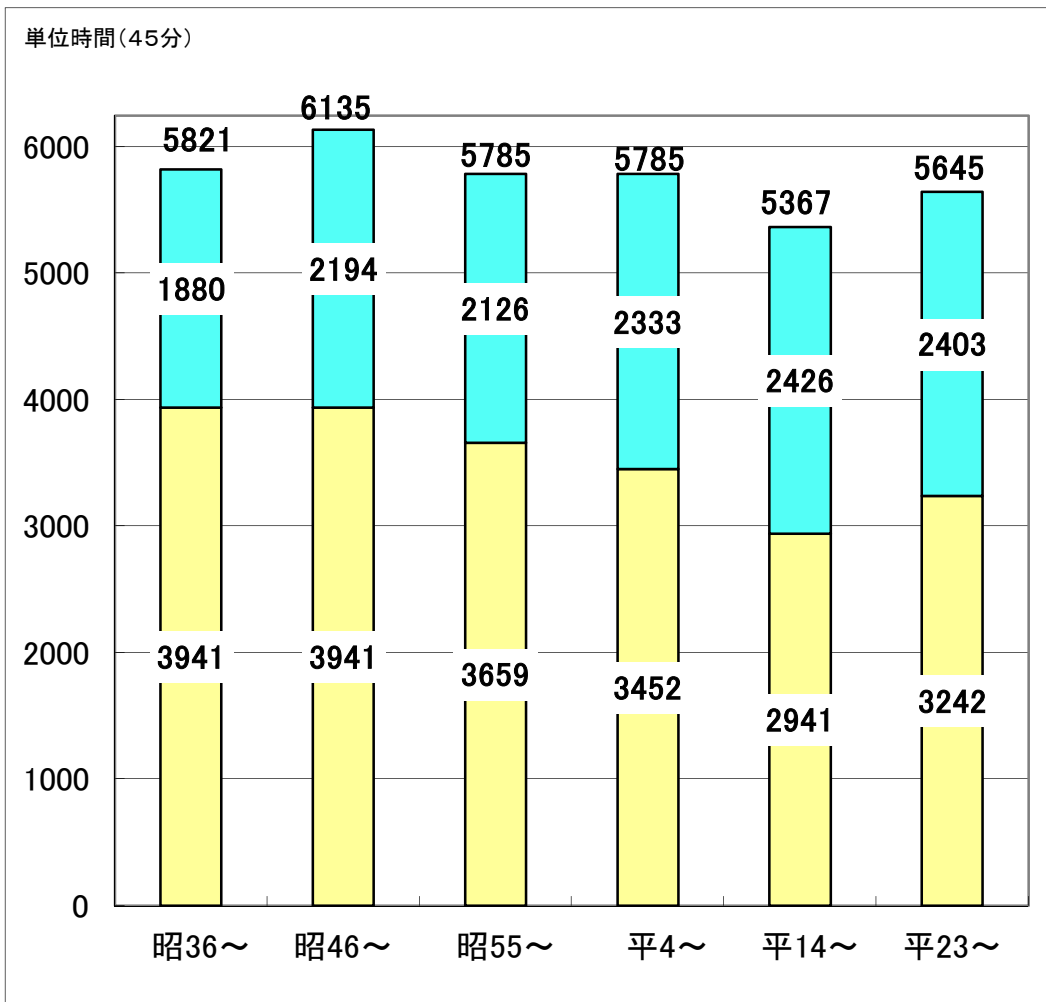
中学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は50分、授業は年間35週

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳※	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	29
2年生	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
3年生	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29

※道徳については、小学校で平成30年度、中学校で平成31年度から「特別の教科」として位置づけられる。時数の変更はない。

小学校授業時数の推移



- : 国語, 社会, 算数, 理科の授業時数の合計
- : 上記以外の教科等の授業時数の合計

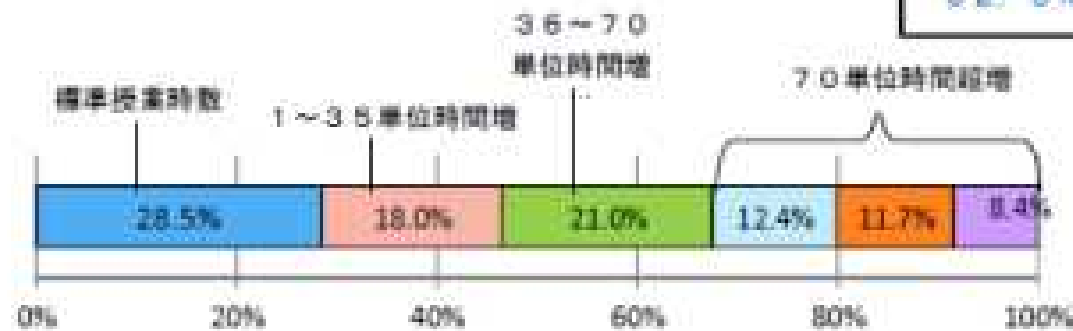
※昭和46年度実施のグラフについては、当時、特別活動の授業時数は規定されていなかったものの、学習指導要領において特別活動の一部に充てることが望ましいとされていた時数を加えたものを総授業時数としている。

各学校における教育課程の編成状況（公立小・中学校）

年間総授業時数(単位時間)の設定状況

(1単位時間は小学校で45分、中学校で50分)

(例)
 <小学校第5学年>



標準授業時数よりも
 1単位時間以上増
 71.5%

うち
 7.0単位時間超増
 32.6%

<中学校第1学年>



標準授業時数よりも
 1単位時間以上増
 68.3%

うち
 7.0単位時間超増
 19.3%

■ 1015(標準) ■ 1016~1050 ■ 1051~1085 ■ 1086~1120 ■ 1121~1155 ■ 1156以上

平成25年度 教育課程編成・実施状況調査より

小学校の授業の1単位時間

○学校教育法施行規則第51条別表第1 備考

1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

○総則(第1章第3の3)

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

【参考】中学校学習指導要領 総則

第3 授業時数等の取扱い

3. ……なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

(注) 原則として学級担任がすべての教科等の指導を行う小学校においては、同様の規定は設けていないが、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断に基づき、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。

小学校の授業の1単位時間

○小学校学習指導要領解説総則編（4 授業の1単位時間（第1章第3の3））

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。

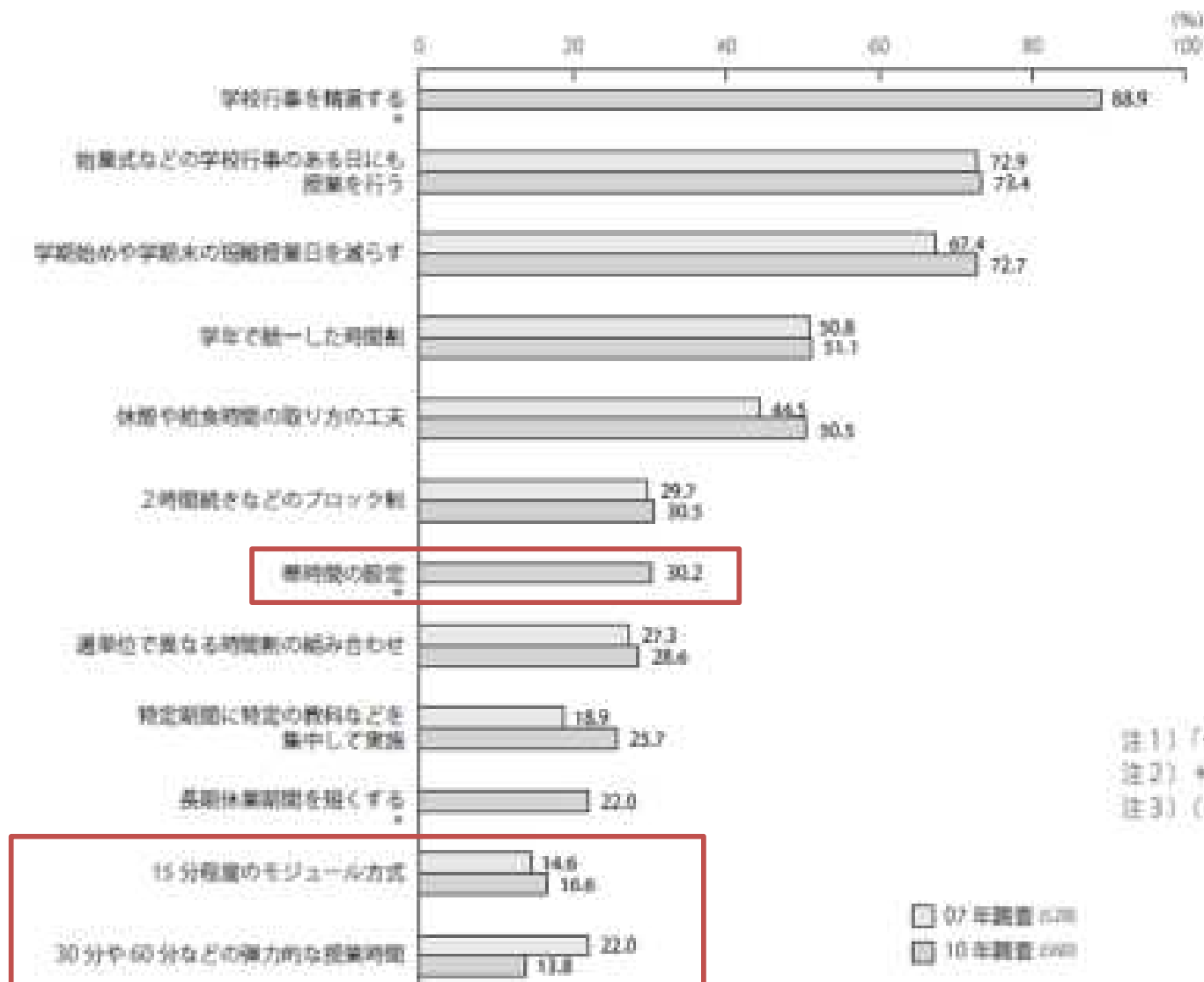
各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとした。これは、例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなど、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。特に、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、10分間程度の短い時間を活用して児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとめりや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的な配慮に基づき定められなければならない。

週時程の工夫や短時間学習等について

時間割設定の工夫として、「帯時間」を採っている小学校は30.2%、「15分程度のモジュール方式」を採っている小学校は16.6%、「30分や60分などの弾力的な授業時間」を採っている小学校は13.8%あるというデータがある。

時間割設定の工夫(経年比較)



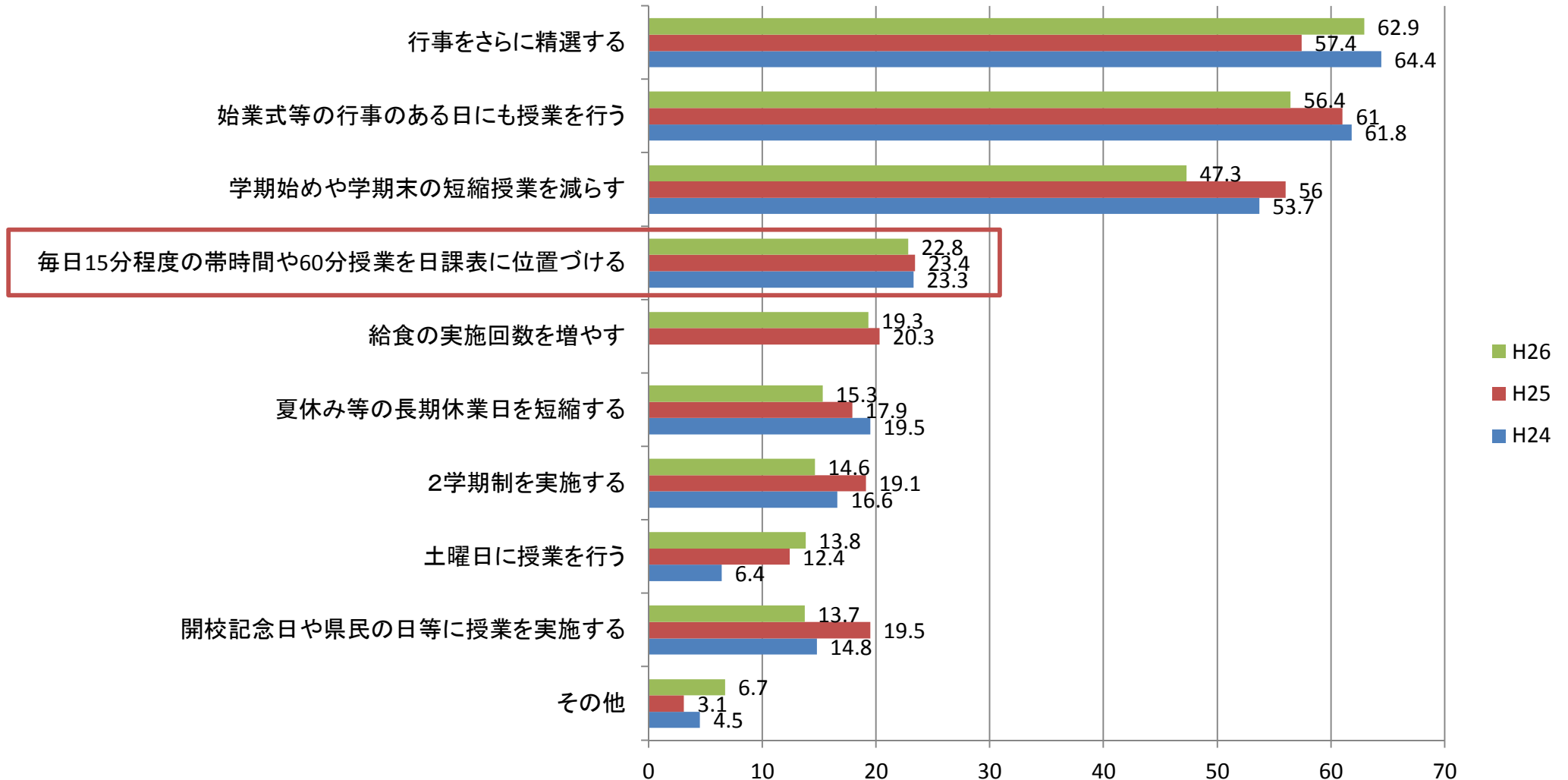
注1) 「やっている」の%。
 注2) *印は、10年調査より新たに追加した項目。
 注3) () 内はサンプル数。

07年調査 (%)
 10年調査 (%)

週時程の工夫や短時間学習等について

授業時数の確保のため、「毎日15分程度の帯時間や60分授業を日課表に位置づける」ことを行っている小学校は、22.8%あるというデータがある。

あなたの学校で、確かな学力を確立するための必要な授業時数の確保に関して、前年度の課題を踏まえて実施していることはどのようなことですか。（複数選択）



※全国連合小学校長会「平成26年度研究紀要」(平成27年2月)

週時程の工夫や短時間学習等について

○ A小学校における例(午前の始業前に設定している例)

各学級において朝読書。月曜及び水曜は「はりきりタイム」と合わせて児童朝会や各種集会活動等の全校での活動。

	時 程	月	火	水	木	金
児童登校 朝の準備	8:15~ 8:25					
朝の時間	8:25~ 8:35	児童朝会 マーチング	朝読書	体育朝会 音楽朝会 兄弟学年 下校班	朝読書	朝読書
はりきり タイム	8:35~ 8:45		はりきり		はりきり	はりきり
話し合い	8:45~ 8:50					
1時間目	8:50~ 9:35					

各学級における担任からの指導、係等からの連絡など

各学級において漢字や計算の練習等基礎的・基本的知識・技能の定着

週時程の工夫や短時間学習等について

○ B小学校における例(午後の授業前に設定している例)

昼休み・清掃終了後に、English Timeを実施。

	時程	月	火	水	木	金
4時間目	11:35～ 12:20					
昼休み・清掃						
English Time	13:45～ 13:50					
5時間目	13:50～ 14:35					

語彙や表現等の繰り返し学習を、年間を通して計画立てて行う。

短時間学習による学力の向上(小学校の事例)

全国学力・学習状況調査において、前年度はA問題、B問題ともに平均正答率が全国を下回っていたが、下記の様な短時間学習の取組を行うことにより、平成20年度調査において、A問題、B問題ともに全国との差が縮まり、特に算数のA問題においては全国を上回る結果を残すことができた事例がある。

全国学力・学習状況調査の結果に寄与したと考えられる取組

国立教育政策研究所 全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集(平成21年)より作成

○15分×3のモジュール学習「集中タイム」の導入

- ・ 毎週3回1時間目を「集中タイム」とし、45分間の授業を15分間ずつ3つのモジュールに分割して基礎的な学習の内容を取扱い授業とする。(授業時数の計算に当たっては、3回で1単位時間と計算)
- ・ 1モジュール(15分)は、更に短い5分～10分程度のプログラム(活動)の組み合わせによって構成する。
- ・ 発声練習・音読・フラッシュカードを使った学習等、大きな声を出したり、素早く反応したりすることにより脳の活性化をねらう。
- ・ 読む・書く等の反復練習により、学習の定着を目指す。
- ・ リズム良く、集中して実施するため、あらかじめ板書の内容は紙でつくっておくとともに、教具等の配付にも手間がかからないように準備しておく。
- ・ 教員の指示はできるだけ少なく短くするように努める。
- ・ 学習に変化をもたせ、児童の集中力を維持するため、3モジュール同じような内容を連続させず、モジュール1は国語、モジュール2は算数、モジュール3は学年で決めた様々な教科の内容を取扱うこととしている。

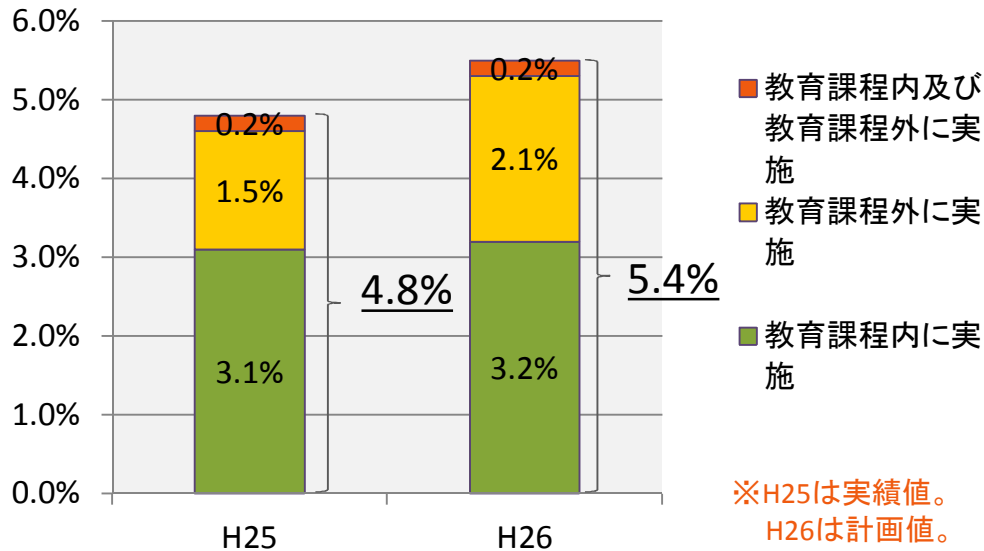
○朝のチャレンジタイム ～みんなで統一した取組を～

- ・ 火曜日の朝タイム(15分間)を使い、基礎的な計算問題(実施5分、答え合わせ5分、カード記入等5分)に取り組む。
- ・ 問題は当面「10の合成」「くり上がり・くり下がりのある足し算、引き算」「100マス九九」とし、問題プリントは、表計算ソフトを使い自動生成する。
- ・ 児童には「個人カード」を持たせ、得点とタイム、コメントを記入させる。
- ・ 5回ごとに総括し、その効果や問題点・改善点について話し合いながら進める。

外国語活動等におけるモジュール学習の活用状況

- 平成25年度は4.8%の学校が実施しており、平成26年度は5.4%の学校が実施予定である。
- その実施については、平成25年度は3.1%の学校が「教育課程内」に実施しており、1.5%の学校が「教育課程外」に実施している。平成26年度は3.2%の学校が「教育課程内」に実施予定であり、2.1%の学校が「教育課程外」に実施予定である。

外国語活動等におけるモジュール学習の実施状況



モジュール学習における指導者および教材の状況

- モジュール学習（教育課程内に実施）における指導者は、平成25年度は「学級担任」が59.6%と最も多く、次いで「学級担任及びALT等」が22.5%である。
- モジュール学習（教育課程内に実施）における使用教材は、平成25年度は「自作テキスト・絵カード・ビデオ」が72.9%と最も多く、次いで「自作デジタル教材・ビデオ」が44.8%である。

モジュール学習の年間指導計画作成・回数等の状況

- モジュール学習（教育課程内に実施）の年間指導計画は、平成25年度は83.3%の学校が作成している。
- モジュール学習（教育課程内に実施）の回数等の状況は、平成25年度は「15分以上20分未満」かつ「週3回」が25.3%と最も多く、次いで「20分以上」かつ「週1回」が14.2%となっている。

	5分未満		5分以上 10分未満		10分以上 15分未満		15分以上 20分未満		20分以上	
	回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合
1回	7	1.1%	31	4.7%	45	6.8%	90	13.6%	94	14.2%
2回	1	0.2%	3	0.5%	19	2.9%	14	2.1%	26	3.9%
3回	0	0.0%	1	0.2%	18	2.7%	168	25.3%	0	0.0%
4回以上	2	0.3%	60	9.0%	37	5.6%	28	4.2%	19	2.9%

※時間は1回当たりの時間とする。年間を通じて時間が均一でない場合は、平均的な時間とする。

教員の1日の業務の内訳 教員の勤務実態調査より

④教諭

勤務日

時間：分

		労働時間 ¹ (時給りを含む) ①+②+③			労働時間 ¹ (時給りを含む) ①+②			残業時間 ²			持帰り時間 ³		
		小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体
A	a 朝の業務	0:33	0:37	0:35	0:33	0:36	0:35	0:05	0:05	0:05	0:00	0:00	0:00
	b 授業	4:05	3:21	3:41	4:05	3:21	3:41	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
B	c 授業準備	1:08	1:10	1:09	0:55	1:04	1:00	0:25	0:20	0:23	0:13	0:05	0:09
A	d 学習指導	0:09	0:06	0:07	0:09	0:05	0:07	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00
B	e 成績処理	1:17	1:27	1:23	0:57	1:15	1:07	0:25	0:34	0:30	0:19	0:12	0:15
A	f 生徒指導 (集団)	1:21	1:09	1:15	1:20	1:09	1:14	0:01	0:03	0:02	0:00	0:00	0:00
	g 生徒指導 (個別)	0:05	0:21	0:14	0:05	0:21	0:13	0:00	0:04	0:02	0:00	0:00	0:00
A	h 部活動・クラブ活動	0:05	0:26	0:16	0:05	0:26	0:16	0:01	0:10	0:05	0:00	0:00	0:00
	i 児童会・生徒会指導	0:04	0:05	0:04	0:04	0:05	0:04	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
B	j 学校行事	0:10	0:12	0:11	0:10	0:11	0:11	0:01	0:02	0:02	0:00	0:00	0:00
	k 学年・学級経営	0:17	0:26	0:22	0:13	0:25	0:19	0:05	0:06	0:05	0:03	0:01	0:02
C	l 学校経営	0:17	0:18	0:18	0:16	0:17	0:17	0:05	0:07	0:06	0:00	0:00	0:00
	m 会議・打合せ	0:29	0:33	0:31	0:29	0:32	0:31	0:07	0:11	0:09	0:00	0:00	0:00
C	n 事務・報告書作成	0:16	0:19	0:17	0:13	0:17	0:15	0:06	0:07	0:07	0:02	0:01	0:02
	o 校内研修	0:10	0:03	0:06	0:10	0:03	0:06	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
D	p 保護者・PTA対応	0:14	0:15	0:15	0:14	0:15	0:14	0:02	0:04	0:03	0:00	0:00	0:00
	q 地域対応	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
C	r 行政・関係団体対応	0:00	0:01	0:00	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	s 校務としての研修	0:08	0:06	0:07	0:08	0:06	0:07	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
C	t 会議	0:05	0:06	0:06	0:04	0:06	0:05	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	u その他の校務	0:11	0:14	0:13	0:10	0:13	0:12	0:03	0:05	0:04	0:01	0:01	0:01
	v 休憩・休息	0:05	0:08	0:07	0:05	0:08	0:06	0:00	0:01	0:01	0:00	0:00	0:00
合 計 (a~u)		11:13	11:25	11:20	10:29	10:58	10:45	1:34	2:09	1:53	0:44	0:26	0:34
A	児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6:35	6:20	6:27	6:34	6:18	6:25	0:11	0:28	0:20	0:01	0:01	0:01
B	児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2:43	3:04	2:54	2:06	2:44	2:27	0:55	1:02	0:59	0:36	0:19	0:27
C	学校の運営にかかわる業務及びその他の校務	1:39	1:42	1:41	1:33	1:38	1:36	0:24	0:33	0:29	0:05	0:04	0:05
D	外部対応	0:15	0:18	0:17	0:15	0:17	0:16	0:02	0:05	0:04	0:00	0:00	0:00

教員の勤務実態調査 第6期:平成18年11月20日(月)から平成18年12月17日(日)

教員の1週間の勤務イメージ

教員の勤務実態調査等を参考にした、小学校教員の1週間の勤務の例(イメージ)

勤務時間8:00~16:30(うち勤務時間7:45,休憩時間0:45)として計算。勤務時間や登下校時間等は市町村、学校により異なる。

	月	火	水	木	金
8:00~8:45	朝の業務(職員朝礼、朝活動(読書等)、朝の会等)、準備等				
8:45~9:30	1時間目				
9:40~10:25	2時間目				
10:45~11:30	3時間目				
11:40~12:25	4時間目				
12:25~13:55	給食・昼休み・清掃				
14:00~14:45	5時間目				
14:55~15:40	6時間目	児童会・クラブ等	6時間目	帰りの会、下校指導 研修・職員会議等	6時間目
15:40~16:00		帰りの会、下校指導			帰りの会、下校指導
	会議、打ち合わせ、授業準備等				
16:30	勤務時間終了				

(3) 中学校

中学校・総則に関わる構成等の改善のイメージ

中学校学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、中学校学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

学校生活の核となる教育課程の意義

中学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係
教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

教育課程の編成、実施について各教科等に関わる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級 ・選択教科の開設

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数(週数) ・生徒会活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国 語	第6節	美 術
第2節	社 会	第7節	保健体育
第3節	数 学	第8節	技術・家庭
第4節	理 科	第9節	外 国 語
第5節	音 楽		

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・生徒指導の充実 ・進路指導の充実 ・ガイダンス機能の充実
 - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・個に応じた指導の充実 ・障害のある生徒の指導
 - ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・部活動の意義や留意点
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第3章 特別の教科 道徳

※ 平成31年度より

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の役割、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性など、今回改訂が目指す理念について示す。

何ができるようになるか

総則

第1 中学校教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、生徒の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導（含 安全・食育）

3 中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成する資質・能力との関係
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

1. 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。
- ・各学校において、教育課程編成の基本方針を家庭・地域と共有する。

2. 教育課程の編成における共通的事項（授業時数、内容の取り扱い）

- ・年間の授業日数（週数）
- ・生徒会活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・複式学級・選択教科の開設 ・道徳教育の内容

3. 学校段階間の接続

- ・小学校・高等学校との接続と義務教育学校、中等教育学校（初等中等教育全体を見通しつつ、小学校、高等学校との接続に配慮すること）
（9年間を見通した教育を行う義務教育学校の特色を生かした工夫をすること）
（6年間を見通した教育を行う中等教育学校の特色を生かした工夫をすること）

4. 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

5 全体として調和の取れた指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・各教科等の内容の指導上のまとめ（単元、題材、主題）の重要性を踏まえ、指導事項のまとめ方や重点の置き方を工夫した効果的な指導

第3 教育課程の実施と学習の評価

1 教育課程の実施

どのように学ぶか
何が身に付いたか

(1) 指導内容の具体化

・ 第2章以下に示す各教科等の内容について、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的、対話的で深い学びを通じて

計画的に育成するために、指導上のまとめり（単元、題材、主題など）を作りあげることの重要性

・特に重要となる学習活動の在り方

－資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性

－体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習

－生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動

（↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述）

(2) 教育課程の実施上の留意事項

・ 発展的な内容の指導と留意点

・ コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用

（情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述）（※第2の3との関係整理）

・ 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

・ 各教科等の目標に応じて評価を行う

・ 各学校において目標を定め、観点別に評価を行う

（※各教科等の観点は示さない）

・ 生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果などを評価し、指導の改善を行い、生徒の資質・能力の育成に生かす。

生徒の発達を
どのように支援するか

第4 生徒の発達を踏まえた指導

1 生徒の発達の支援

・ 学級経営の充実を図り、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導を充実すること。

・ 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導（キャリア教育）を行うこと

・ 生徒の実態に応じ個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

・ ガイダンス機能の充実

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒への指導

・ 個々の生徒の生涯の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

・ 特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について

・ 通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について

・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について

(2) 海外から帰国した生徒等の学校生活への適応や日本語指導

・ 個々の生徒の学校生活への適応と外国における経験を生かした指導

・ 日本語の習得に困難のある生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

1 学校の指導体制の充実

・ 学習指導を改善・充実していく体制（校内研修体制）

・ 学校間の連携、交流

・ 部活動の意義や留意点（教育課程との関連、地域連携）

2 家庭・地域との連携・協働

・ 家庭や地域との連携・協働

・ 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習

・ 世代を越えた交流の機会（高齢者、異年齢の児童生徒など）

第6 道徳教育推進上の配慮事項

1 全体計画の作成、道徳教育推進教師

2 指導の重点

3 豊かな体験の充実、

4 家庭、地域との連携・協働

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等（解説を含む）において、その趣旨と具体的な内容を示す。

中学校段階で育成を目指す資質・能力 <論点整理(抄)>

- 中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させることが求められる。
- 特に外国語教育については、上記②のとおり、3年間を通じて毎学年週4コマ、合計で420単位時間の授業時数となっている。小学校段階での充実を前提に、この成果を最大化して高等学校教育につなぐ観点から、互いの考えや気持ちを伝え合うことなどを通じて思考・判断・表現を行うことができる指導内容などの抜本的な質的改善や、教科書を含めて必要な教材の改善・充実が求められる。
- そうした中で、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、2.(2)②に示した「特にこれからの時代に求められる資質・能力」を踏まえ、関連する各教科等の改善を図るとともに、教科等間の関係性を可視化していくことが必要である。
- その際、小中一貫教育の制度化に伴い、4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階の区切りの設定や、小・中学校の9年間を一貫した教育課程の編成などが期待されることも踏まえ、義務教育としての小・中学校教育の一貫性を強化する視点や、義務教育学校や小中一貫型小・中学校(仮称)における特色ある取組に向けた柔軟な運用を可能とする視点から、義務教育の9年間を見通した学習指導要領の在り方も検討する必要がある。

教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との関係

Point 1

「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。

学校教育が主体となった学校教育活動

地域が主体となって行う教育的活動

相互に
連携・協働

教育課程内の
学校教育活動

教育課程外の
学校教育活動

部活動

総合型地域スポーツクラブ

文化芸術体験

インターンシップ・就業体験

保育・介護体験

ボランティア活動

社会教育団体での活動

個に応じた学習

Point 2

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。

Point 3

教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものにならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

部活動の学習指導要領上の位置付けについて

中学校学習指導要領(平成20年3月告示) 総則編 解説

13 部活動の意義と留意点等(第1章第4の2(13))

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、中学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、①スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、

②部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、③地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける主な意見等

- 運動部活動を学校教育の一環として位置づけるということは重要。異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が高い。
- ワークライフバランスを犠牲にして部活動に関わっている教員も多数いる。部活動は、教員にとって大きな負担となっていることに留意すべき。
- 教育課程外の活動として、教員と生徒と一緒に活動すること自体が大きな意義。学校の教育活動の一環として外部指導者等の協力を得ながら質の高い活動ができるような取組が求められる。
- チームとしての学校の在り方に関する答申がされたところであり、学校内はもとより学校外の資源も適切に活用した協力体制のもとに充実した取組がなされることが期待される。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動といった視点は引き続き重要。活動の形態については、複数種目、シーズン制及び生徒のニーズに応じた活動などについて一層充実させていく必要がある。
- 競技に偏った指導ではなく、生涯を通して運動を継続できるようなねらいを持つという視点も重要。
- 部活動も大切な教育活動だが、やはり授業が一番大事。部活動を一所懸命やり過ぎて、授業の質が落ちてしまうのはよくない。部活動は、外部の方にもお手伝いいただけるような仕組みをつくっていくことが今後重要になる。

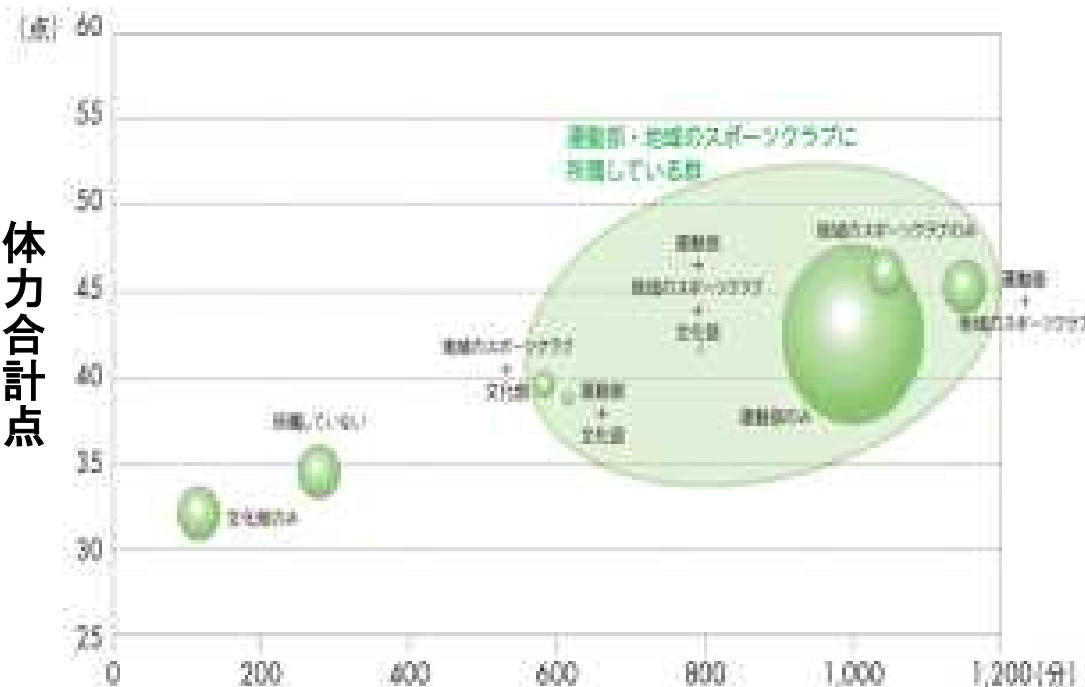
運動部活動と運動習慣、体力等の関係

運動部や地域のスポーツクラブに所属している中学生は、1週間の総運動時間が長く、体力合計点も高い。

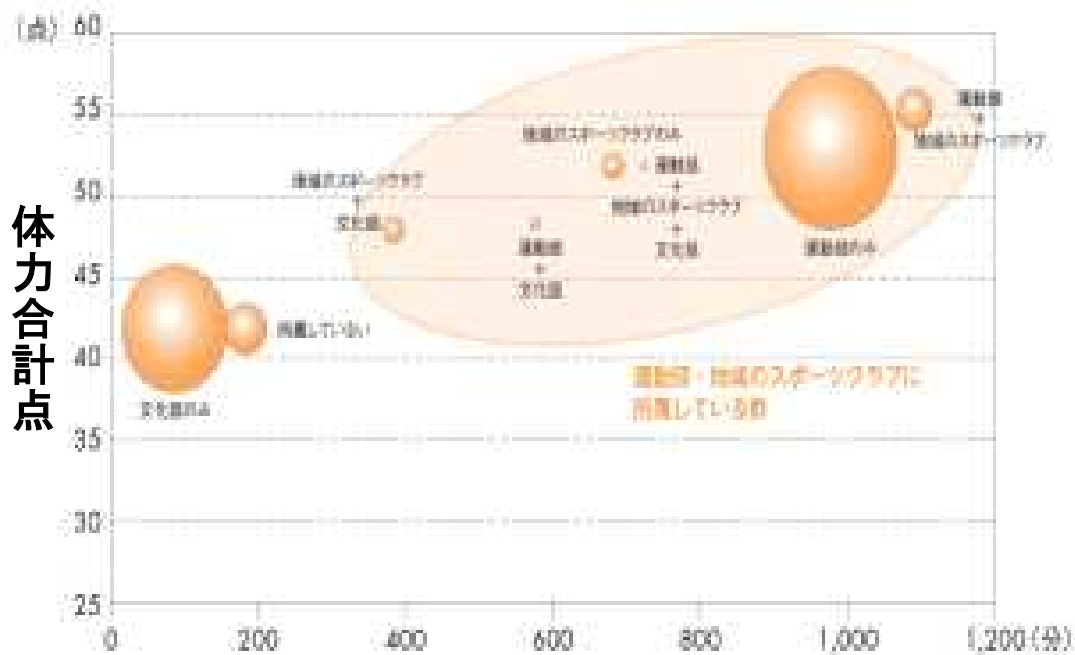
平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より（中学2年生の結果）

男子 有効回答数521,523

女子 有効回答数499,590



1週間の総運動時間



1週間の総運動時間

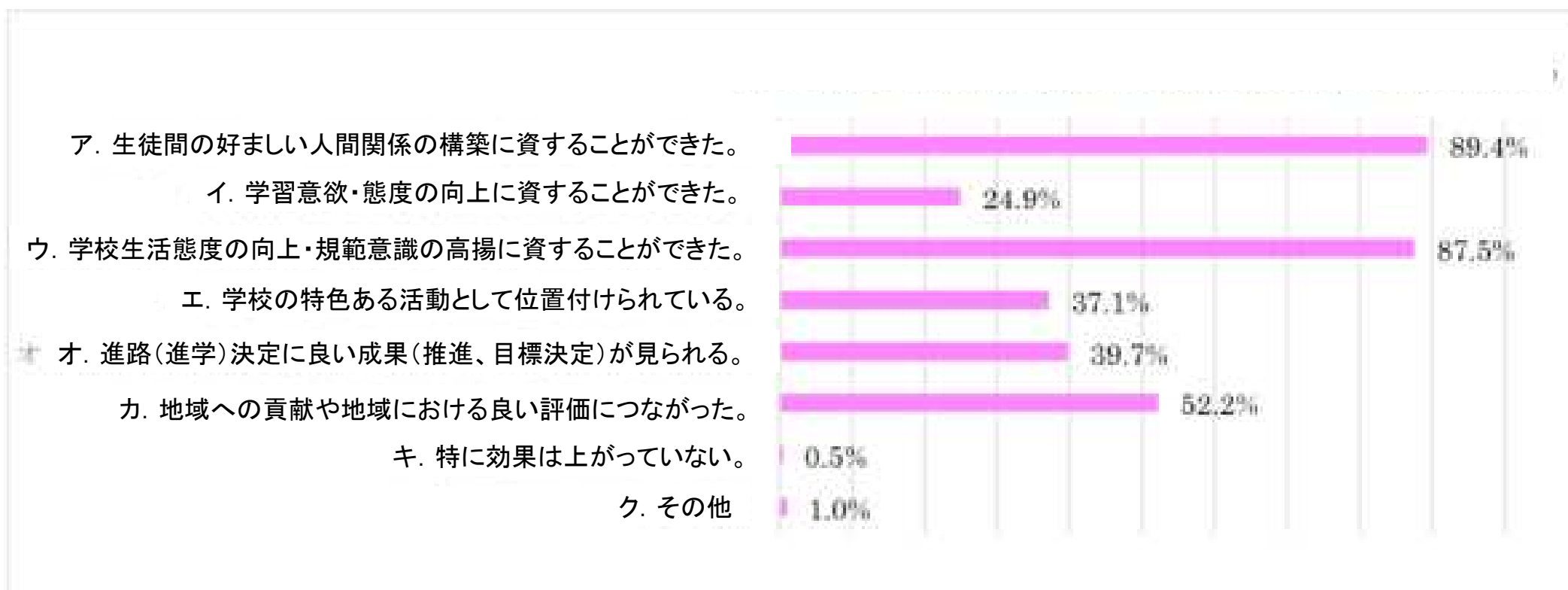
平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より

国・公・私立学校の小学校5学年、中学校2学年の原則として全児童生徒を対象（特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒については、その障害の状態等を考慮して個別に参加の是非を適切に判断）

部活動の在り方に関する調査(全日本中学校長会)

(2)部活動の学校生活における効果についてお聞きします。次の項目からお選びください。【複数回答可】

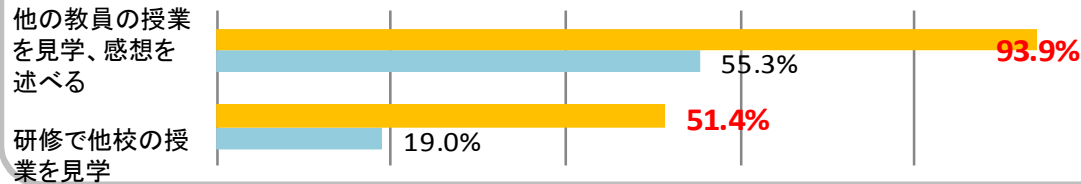
ア 生徒間の好ましい人間関係の構築に資することができた。	オ 進路(進学)決定に良い成果(推薦、目標決定)がみられる。
イ 学習意欲・態度の向上に資することができた。	カ 地域への貢献や地域におけるよい評価につながった。
ウ 学校生活態度の向上・規範意識の高揚に資することができた。	キ 特に効果は上がっていない。
エ 学校の特色ある教育活動として位置付けられている。	ク その他 ()



校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

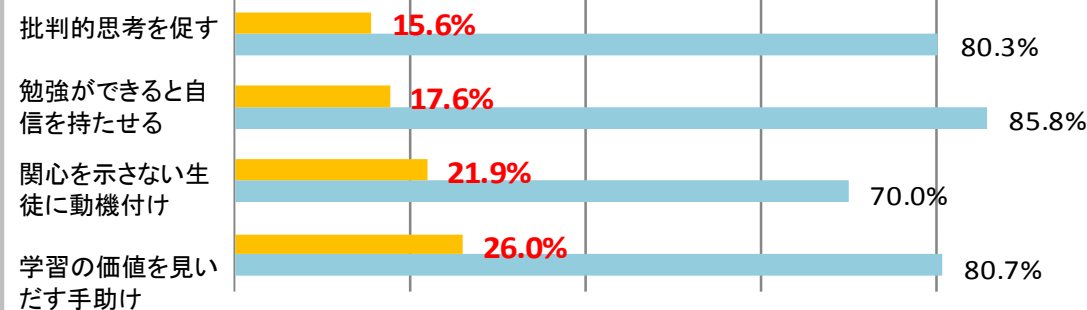
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

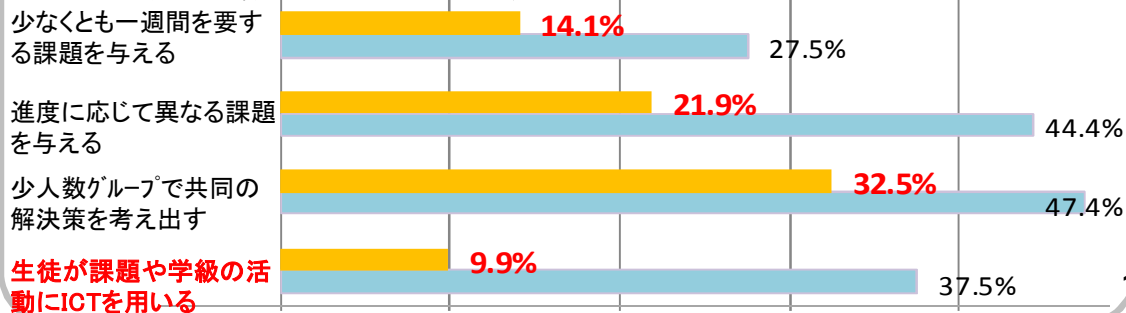


教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



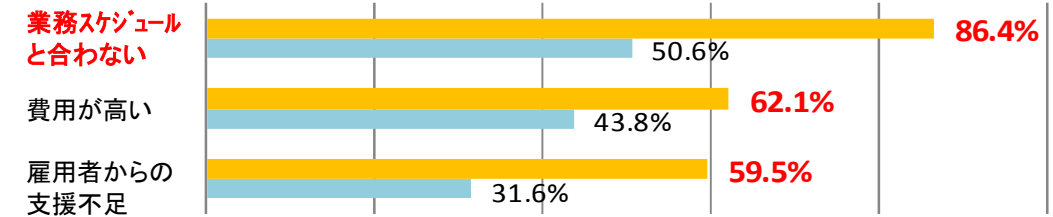
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

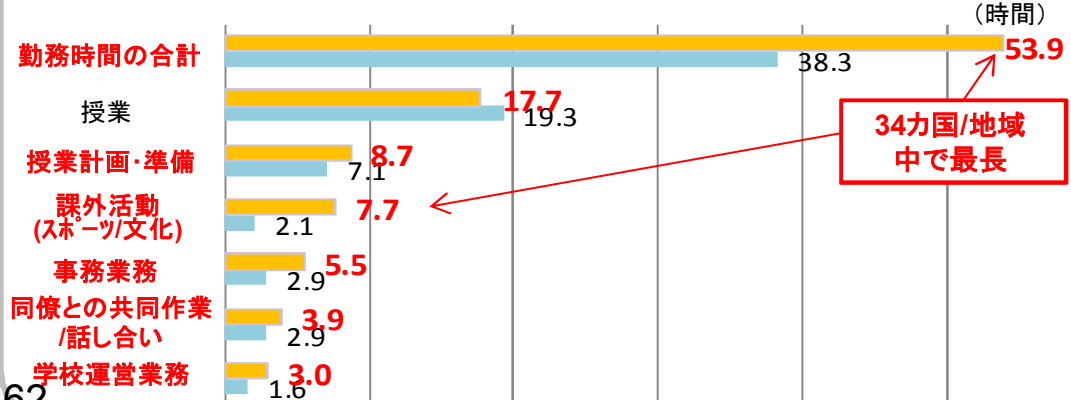
<研修参加への妨げ>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い！人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

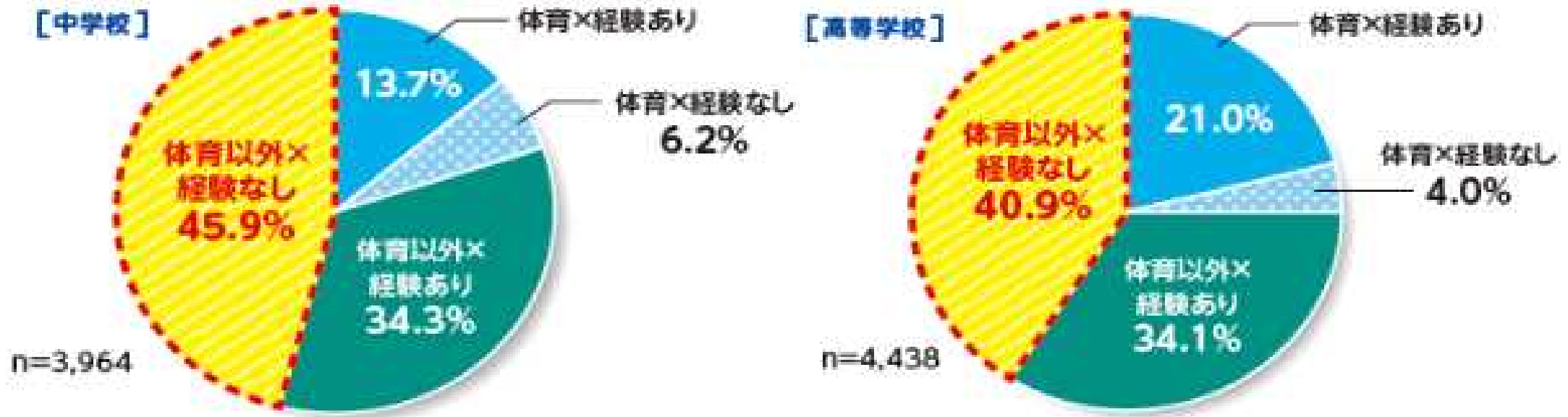
<1週間あたりの勤務時間>



運動部活動指導者の実情

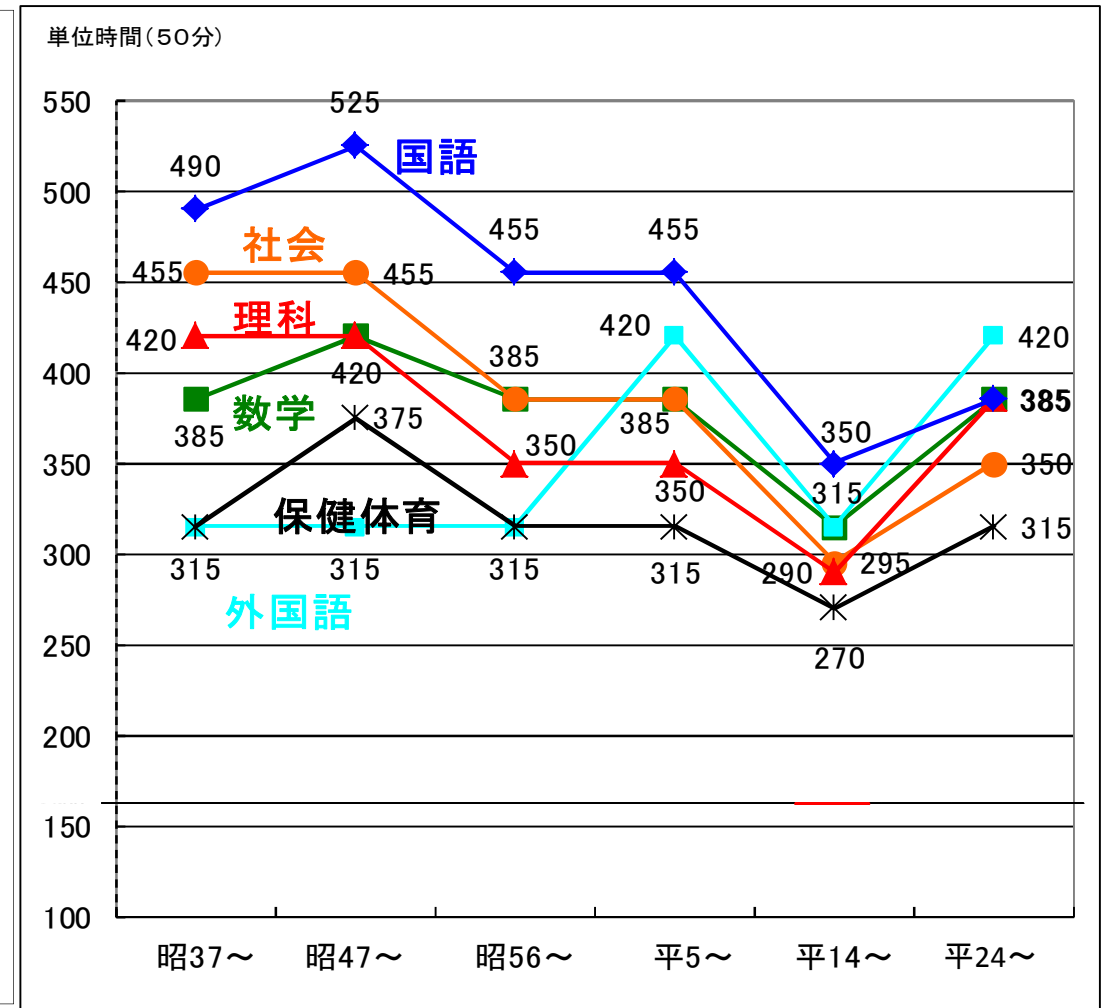
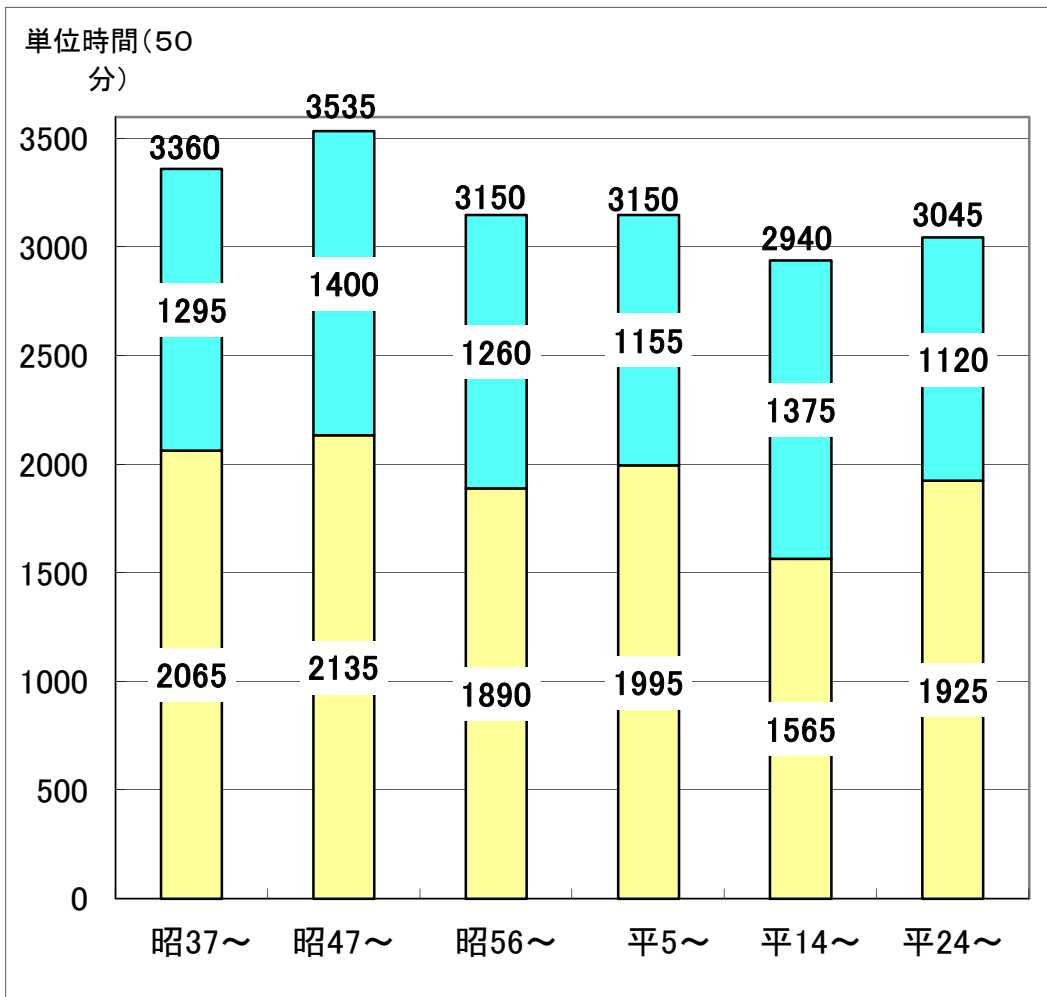
担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- 体育×経験あり:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(出典)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」((公財)日本体育協会)

中学校授業時数の推移



- : 国語, 社会, 数学, 理科, 外国語の授業時数の合計
- : 上記以外の教科等の授業時数の合計

(4) 高等学校

高等学校・総則に関わる構成等の改善のイメージ

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

青字は、高等学校に固有の観点

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項 ・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・言語活動の充実 ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒指導の充実 ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実 ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・障害のある生徒などへの配慮 ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・情報モラル、情報活用能力 ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・部活動の意義と留意点 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例 166

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点 生徒指導、進路指導

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の役割、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性など今回改訂が目指す理念について示す

何ができるようになるか

総則

第1款 高等学校教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等学校教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等学校教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・高等学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等で育成する資質・能力との関係
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・高等学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

何を学ぶか

第2款 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校・学科において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する
- ・各学校・学科において、教育課程編成の基本方針を家庭・地域と共有する

2 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

(2) 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

(3) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

(4) 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定
- ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

(5) 通信制の課程における教育課程の特例

3 中学校との接続

(初等中等教育全体を見通しつつ、中学校との接続に配慮すること)

(中等教育学校等において中高一貫教育の特徴を活かした特色ある教育課程編成の工夫をすること)

4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮

(1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着

- ・各教科・科目の指導における学習機会
- ・必修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
- ・学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させる

(2) 学習が遅れがちな生徒などへの配慮

- ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う

5 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

6 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

7 各教科・科目等の内容等の取扱い

8 全体として、調和の取れた指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各教科等の内容の指導上のまとまり(単元、題材、主題など)の重要性を踏まえ、各指導事項のまとめ方や重点の置き方を工夫した効果的な指導
- ・職業教育に関して配慮すべき事項
- ・道徳教育の全体計画の作成

どのように学ぶか
何が身に付いたか

第3款 教育課程の実施と学習の評価

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容について、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成するために、指導上のまとまり(単元、題材、主題など)を作り上げることの重要性
 - ・特に重要となる学習活動の在り方
 - －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- (※それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・個々の生徒の特性等の伸長
(※第4款1 個々の生徒の発達の支援 キャリア教育の充実との関係を整理)
- ・情報モラル、情報活用能力
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(※第2款の5との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い、資質・能力の育成に生かす

生徒の発達を
どのように支援するか

第4款 生徒の発達を踏まえた指導

1 生徒の発達の支援

- ・ホームルーム経営の充実を図り、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒指導を充実すること
- ・生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を充実すること
(※職業に関する専門学科におけるキャリア教育の推進のための就業体験等、及び学校生活の全体を通じた個々の生徒の個性の伸長、との関係について整理)
- ・生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒への指導

- ・個々の生徒の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について
- ・「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について

(2) 海外から帰国した生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第5款 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

1 学校の指導體制の充実

- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・学校間の連携、交流
- ・部活動の意義と留意点

2 家庭・地域との連携・協働

- ・家庭や地域との連携・協働
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
- ・世代を越えた交流の機会(高齢者、異年齢の児童生徒など)

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

高等学校段階で共通して育成を目指す資質・能力 <論点整理(抄)>

- 高等学校は、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。また、その教育を通じて、一人一人の生徒の路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されている。
- こうした役割と責任を果たすことができるよう、昨年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」等を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、高大接続改革の全体像を見据えながら、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。その具体的な教育課程の在り方等については、下記に示すように「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を中心として検討する必要がある。
- 社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点からは、昨年6月に中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が取りまとめた「コア」についての整理を踏まえつつ、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、それらを育む必修教科・科目等の改善を図るとともに、教科・科目等間の関係性を可視化していくことが必要である。

高等学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に関する答申等

- 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について（平成26年12月）〈抄〉

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(2) 高等学校教育，大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化

（略）高等学校教育，大学教育を通じて育むべき「生きる力」を，それを構成する「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」それぞれについて捉え直すと，以下のように考えることができる。

① 豊かな人間性

高等学校教育を通じて，国家及び社会の責任ある形成者として必要な教養と行動規範を身に付けること。大学においては，それを更に発展・向上させるとともに，国，地域社会，国際社会等においてそれぞれの立場で主体的に活動する力を鍛錬すること。

② 健康・体力

高等学校教育を通じて，社会で自立して活動するために必要な健康・体力を養うとともに，自己管理等の方法を身に付けること。大学においては，それを更に発展・向上させるとともに，社会的役割を果たすために必要な肉体的，精神的能力を鍛錬すること。

③ 確かな学力

学力の三要素を，社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し，高等学校教育を通じて(i)これからの時代に社会で生きていくために必要な，「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を養うこと，(ii)その基盤となる「知識・技能を活用して，自ら課題を発見しその解決に向けて探究し，成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと，(iii)さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること。大学においては，それを更に発展・向上させるとともに，これらを総合した学力を鍛錬すること。

○ 初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ ～高校教育の質の確保・向上に向けて～（平成26年6月）〈抄〉

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

1. 「共通性の確保」と「多様化への対応」

○ 本部会においては、これらの指摘も踏まえ、高校教育の共通性を確保するため、全ての生徒が共通に身に付ける資質・能力について、「コア」と位置付けた上で、その範囲・要素と評価の在り方について整理した。

2. 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成〈共通性の確保〉

(2) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」

② 「コア」を構成する資質・能力

○ 変化の激しい社会にあって、働く人々に求められる能力は高度化しており、身に付けた専門知識や技能がすぐに陳腐化したり、新たな知識・技能の習得を次々に迫られたりするなど、求められる対応のスピードも速くなっている。

○ 一方、求められる知識・技能の変化が激しいからこそ、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要となっている。さらに、どのような職業においても共通に求められる汎用的能力の基礎となる力や、市民社会の形成者として求められる能力等は、近い将来職業人となり、また、全員が主権者となる高校生が確実に身に付けることが必要である。

○ 高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関となる。

○ 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」を構成する資質・能力の重要な柱として重視していくべきと考える。

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

○ さらに、「コア」を構成する資質・能力としては、これらの柱を更に具体化したもの等として、以下のような資質・能力を挙げることができる。

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
- ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
- ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
- ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
- ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理能力」
- ・ 生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
- ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- ・ 健康の保持増進のための実践力

＜参考＞ 「コア」を構成する資質・能力（イメージ）

コアを構成する資質・能力（イメージ）

生徒が高等学校教育を通じて身に付けるべきもの

確かな学力

ア 基礎的・基本的な知識・技能

説明する力、議論する力

イ 基礎的・基本的な知識・技能
を活用して課題を解決する力
(思考力・判断力・表現力等)

批判的、創造的に考える力

「創造力、構想力」

ウ 主体的に学習に取り組む
意欲・態度

社会・職業への円滑な
移行に必要な力

市民性

「自己理解・自己管理能力」

「主体的行動力」

「職業観・勤労観」

「人間関係形成力」

● 社会の発展に

寄与する態度を養うために

必要な「公共心」や「倫理観」

社会的責任を担い得る倫理的態度

社会の一員として参加し貢献する意欲・態度

● 社会奉仕の精神、他者への思いやり

● 健康の保持増進のための実践力

豊かな心

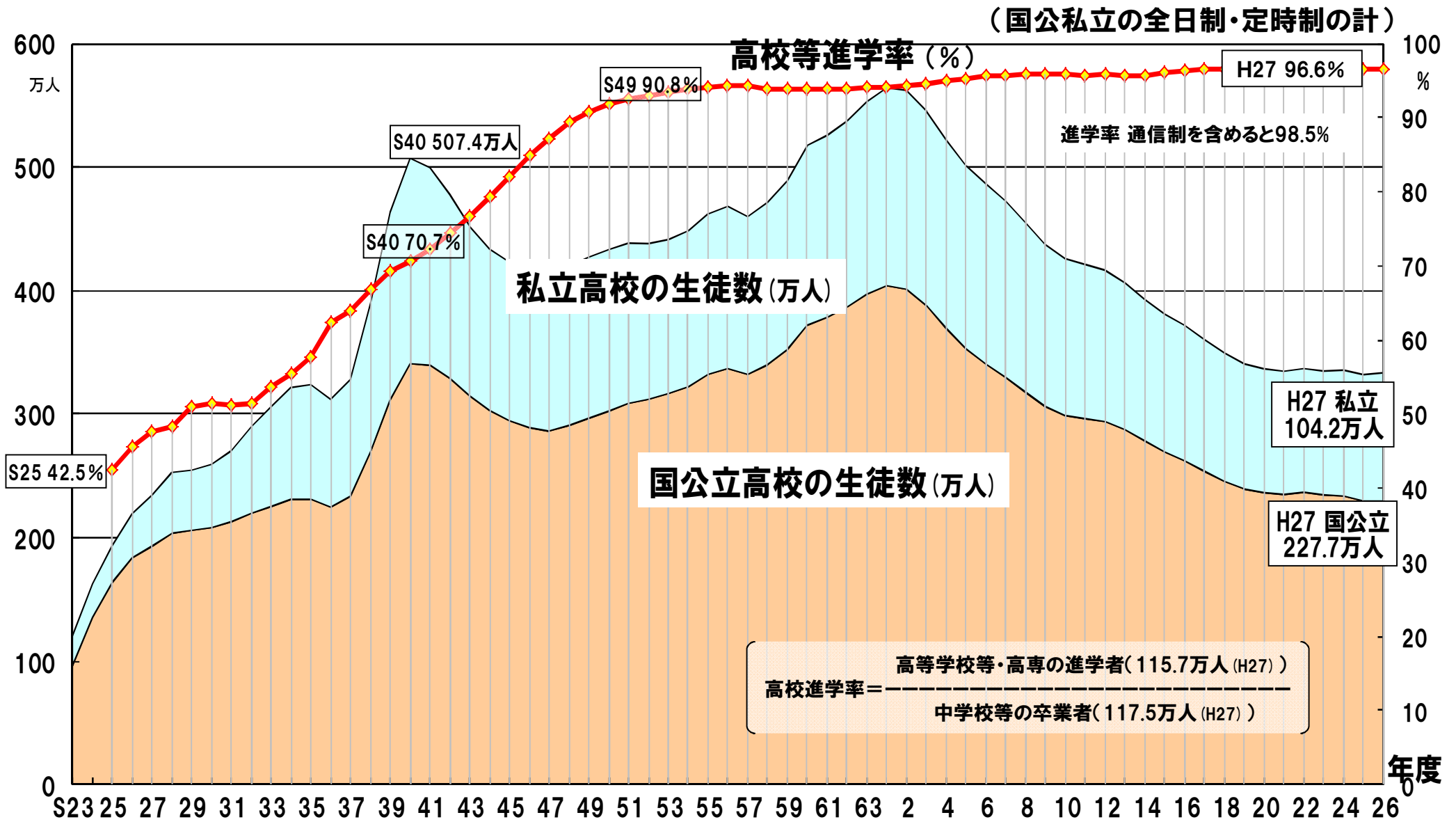
健やかな体

A 筆記試験や実技試験等による客観的な
評価の対象としやすいもの

B A以外のもの

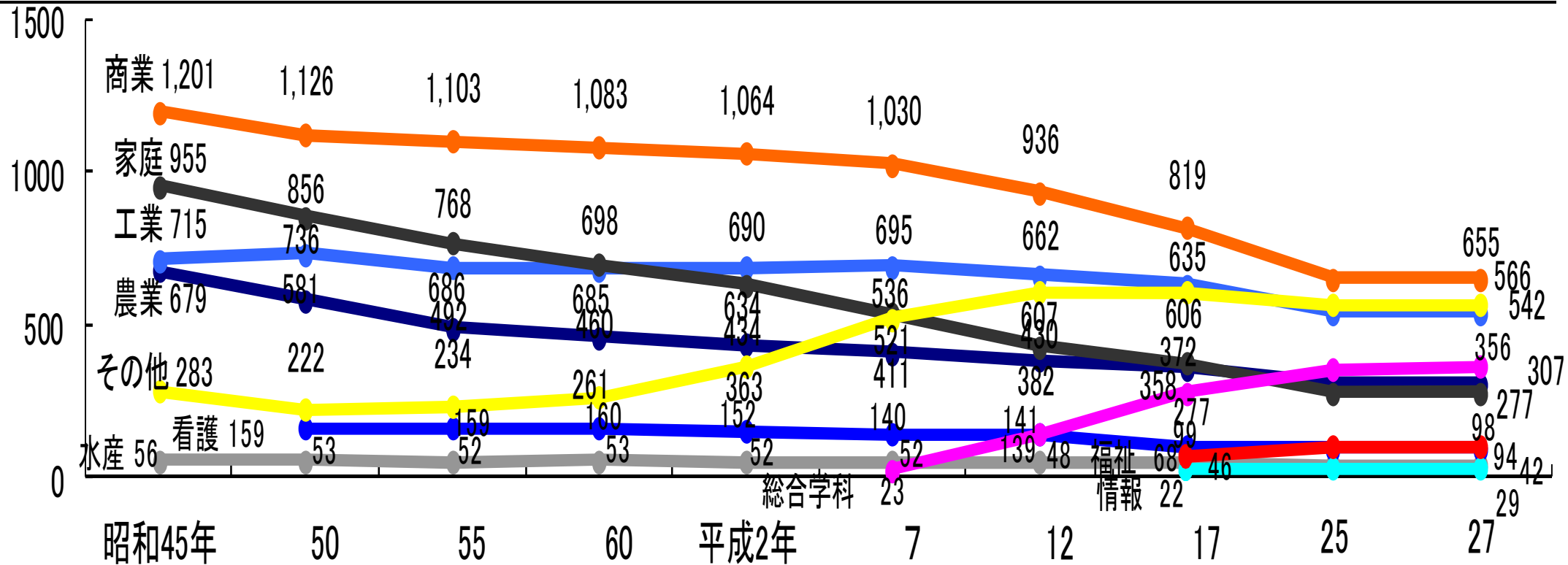
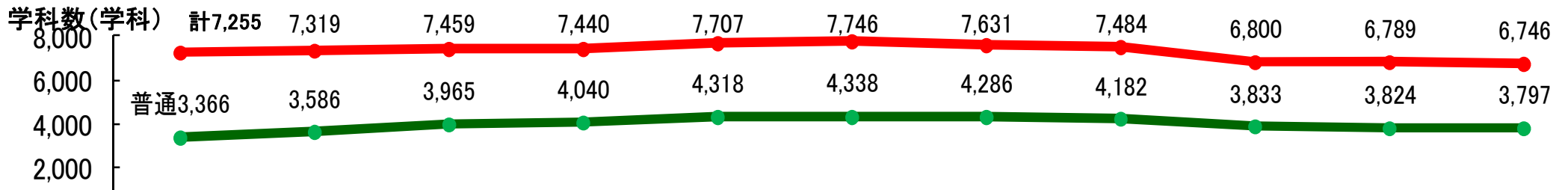
高等学校等への進学率・高等学校在籍者数[推移]

高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた



文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

高等学校の学科数(学科別)[推移]



※ 全日制・定時制のみ
 ※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。
 ※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

学科別生徒数・学科数・学校数（平成27年度）

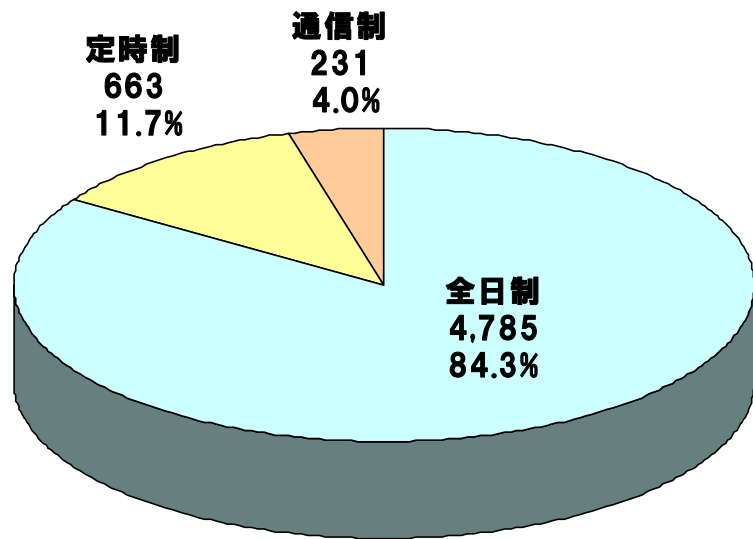
区 分		生徒数 (人)	比率 (%)	当該学科を置く 学校数(延べ数)	単独学科 学校数
合 計		3,309,613		6,746	3,541
職業学科 (専門高校)	小 計	618,826	18.7	2,021	609
	農 業	83,040	2.5	309	127
	工 業	254,524	7.7	537	273
	商 業	202,308	6.1	636	176
	水 産	9,193	0.3	42	20
	家 庭	42,230	1.3	277	6
	看 護	14,756	0.4	94	6
	情 報	3,130	0.1	28	0
	福 祉	9,645	0.3	98	1
普 通 科		2,409,432	72.8	3,797	2,625
その他専門学科		105,300	3.2	566	41
総 合 学 科		176,055	5.3	362	266

※ 全日制・定時制のみの統計である(通信制は含まれない)。

※ 「当該学科を置く学校数」欄は、複数学科を置く学校について、それぞれの学科に計上した延べ数である。

出典:文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

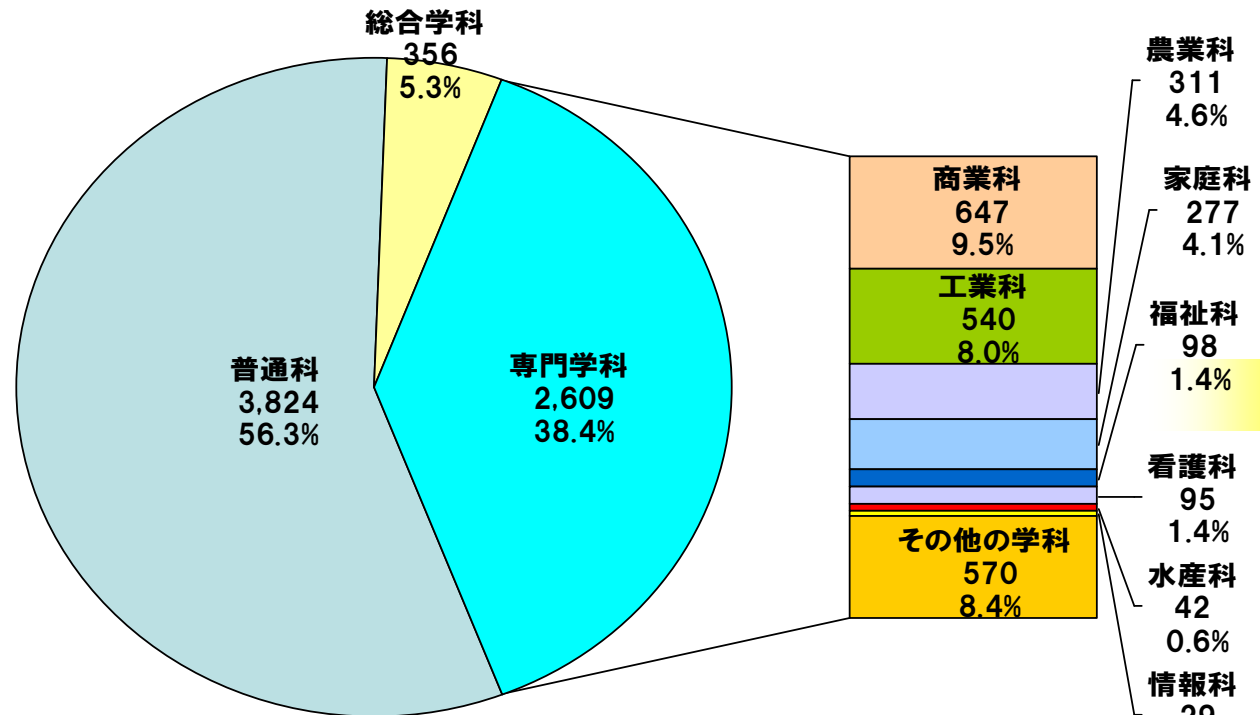
課程別・学科別学校数(平成27年度) [内訳]



課程別学校数

全日制課程：通常の課程、修業年限3年
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

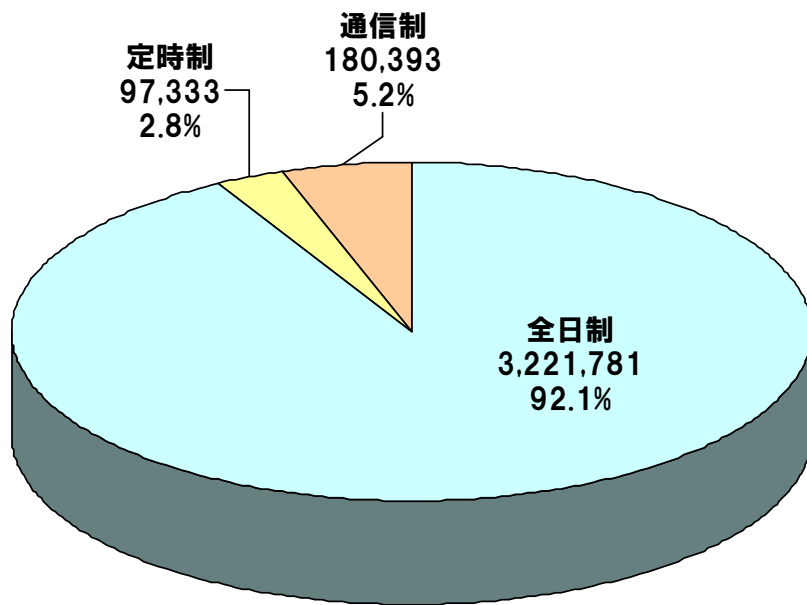
※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。



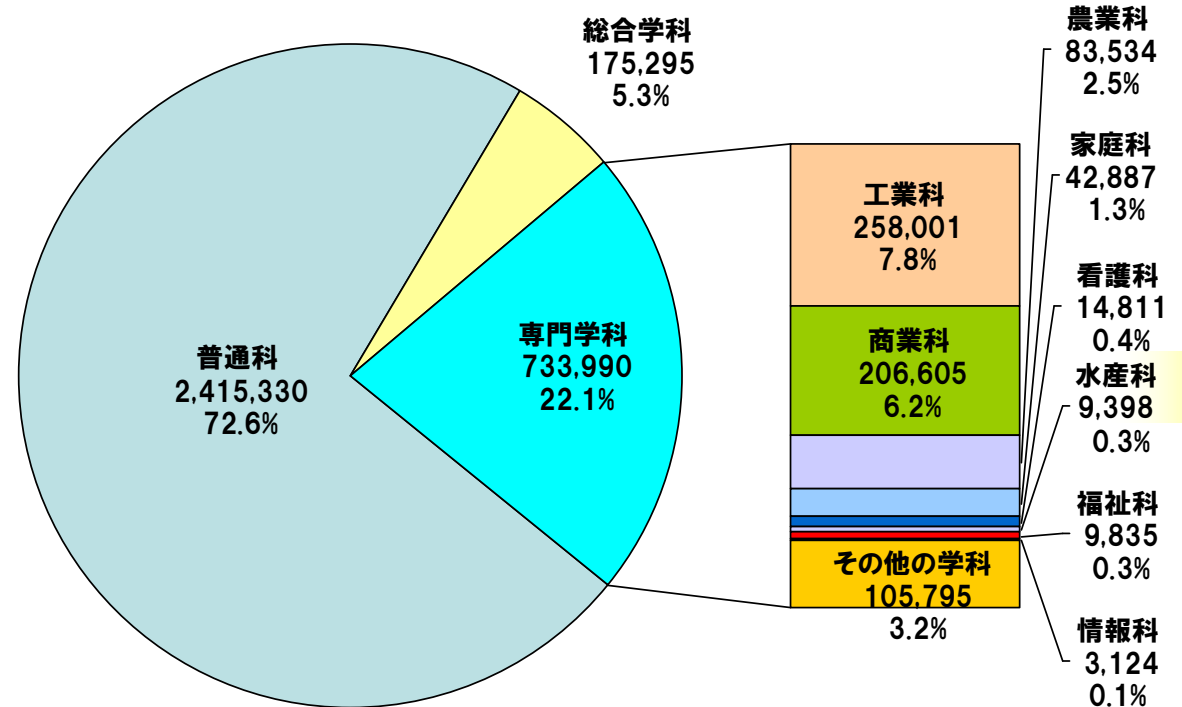
学科別学校数(全日制・定時制の本科)

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

課程別・学科別生徒数(平成27年度) [内訳]



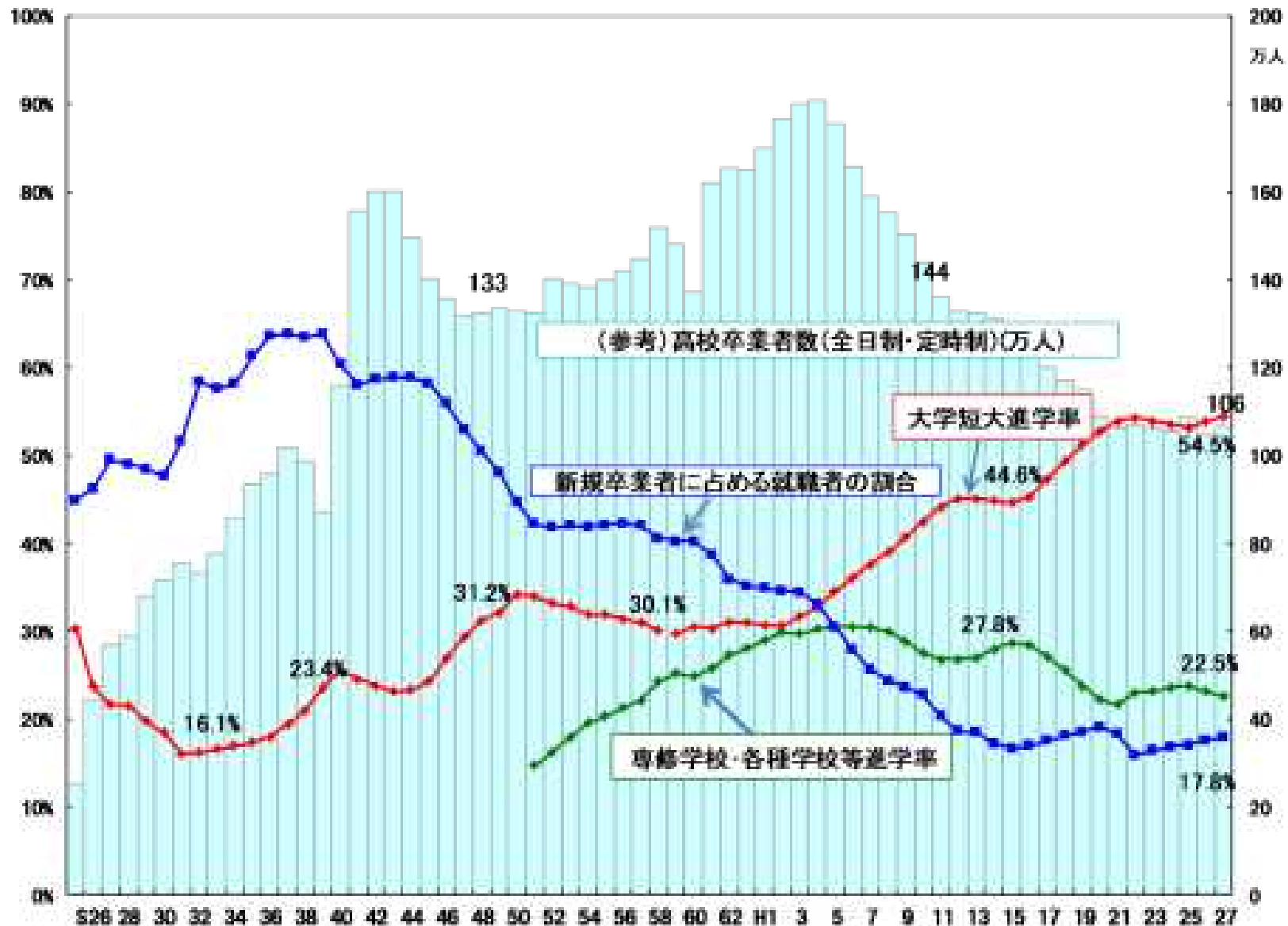
課程別生徒数



学科別生徒数(全日制・定時制の本科)

全日制課程：通常の課程、修業年限3年
定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上
通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

高等学校卒業生の進路 [推移]

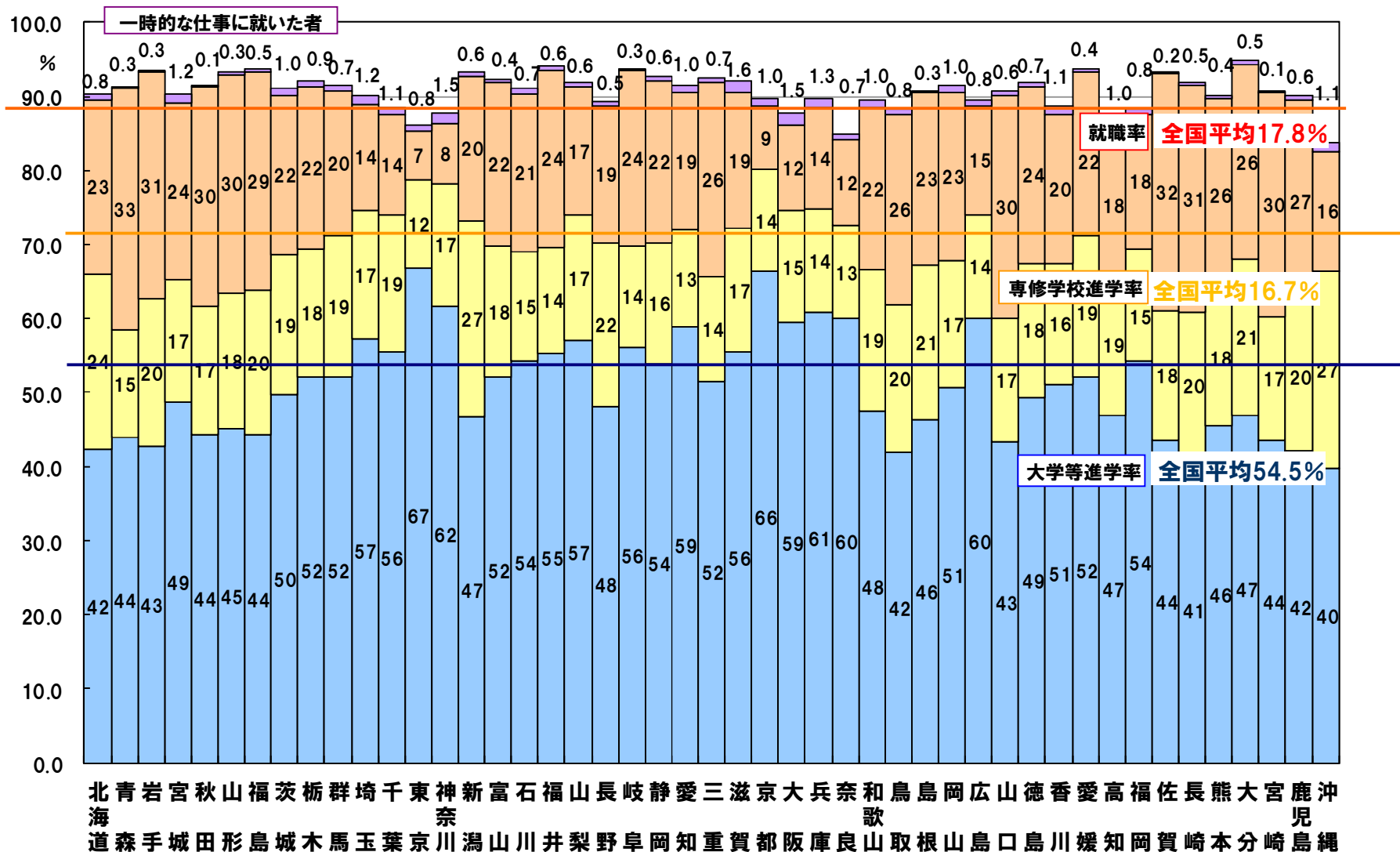


「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

文部科学省「学校基本調査」

高等学校の現役進学率・就職率 [都道府県比較]

(H27年3月の卒業生)



(参考)主に大学への進学を希望する生徒が多い普通科(理系)の履修イメージ(現状)

		国語		地理歴史		公民		数学				理科			保健体育		芸術		外国語			家庭		情報		総合		その他	
		必修		選択		必修		必修				必修			必修		必修		必修			必修		必修		必修		必修	
1	1	国語総合 ⑤				現代社会 ②	数学Ⅰ ②	数学Ⅱ ①	数学A ①	物理基礎 ②	化学基礎 ②	体育 ③	保健 ①	音楽Ⅰ/美術Ⅰ/書道Ⅰ ②	英語Ⅰ ③	英語表現Ⅰ ②	家庭基礎 ②	社会と情報 ①	①	1=0	31								
	2	現代文B ②	古典B ②	世界史B/日本史B/地理B ②	世界史A/日本史A/地理A ②		数学Ⅱ③	数学Ⅲ①	数学A①	数学Ⅲ①	化学 ②	生物基礎/化学基礎 ②	物理/生物/地理 ②	体育 ②	保健 ①		英語Ⅰ ④	英語表現Ⅱ ②		社会と情報 ①	①	1=0	31						
	3	現代文B ②	古典B ②	世界史B/日本史B/地理B ②			数学Ⅲ⑤	数学B ②			化学 ④	物理/生物/地理 ④	体育 ②				英語Ⅱ ④	英語表現Ⅲ ②			①	1=0	30						
2	1	国語総合 ⑤		地理A ②		倫理 ②	数学Ⅰ ③	数学A ②	生物基礎 ②	化学基礎②	体育 ③	保健 ①	音楽Ⅰ/美術Ⅰ/書道Ⅰ/工芸Ⅰ ②	英語Ⅰ ⑤			情報科学 ②	①	1=0	32									
	2	現代文B ②	古典B ②	世界史A ②		政治・経済 ②	数学Ⅱ ④	数学B ②	物理基礎 ①	化学基礎 ②	体育 ②	保健 ①	音楽Ⅱ/美術Ⅱ/書道Ⅱ/工芸Ⅱ ②	英語Ⅱ ⑤	家庭基礎 ②			①	1=0	32									
	3	現代文B ②	古典B ②	日本史A ②	世界特講/日本特講/地理特講 ②		数学Ⅲ ⑥		物理/化学/生物/地理 2科目 ⑧		体育 ③			英語Ⅲ ⑤					①	1=0	31								
3	1	国語総合 ⑤				現代社会 ②	数学Ⅰ ③	数学A ②	物理基礎 ②	生物基礎 ②	体育 ③	保健 ①	音楽Ⅰ/美術Ⅰ/書道Ⅰ ②	英語Ⅰ ③	英語表現Ⅰ ①		社会と情報 ②	①	1=0	31									
	2	現代文B ②	古典B ②	世界史A ①	地理B ②		数学Ⅱ ④	数学B ②	化学基礎②	化学②	物理/生物 ②	体育 ③	保健 ①		英語Ⅰ ③	英語表現Ⅱ ②	家庭基礎 ②			0=0	31								
	3	現代文B ②	古典B ②	地理B ②			数学Ⅲ ⑦		化学 ④	物理/生物 ④	体育 ②			英語Ⅱ ④	英語表現Ⅲ ②			②	2=0	31									

(参考)主に就職を希望する生徒が多い普通科の履修イメージ(現状)

必修科 学校で定められた履修 学校設定 専門 選択

学年	国語			地理歴史		公民	数学			理科		保健体育		芸術		外国語			家庭	情報		総合	特別活動	保健体育	学年
	1	2	3	1	2	1	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	①				
1	国語総合 ⑤			世界史A ①			数学基礎①	数学I ③	数学A ②	科学と人間生活 ②		体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語基礎①	英語表現I③	家庭総合②	社会と情報②	①	1	0	0	29		
	国語表現①	現代文B②	古典B②		現代社会②		数学I③	数学B②		化学基礎①		体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語表現I③	英語表現I③	家庭総合②		①	1	0	0	29		
	国語表現②	現代文B②	発展現代文②	古典B/化学I③	日本史B/地理B④		数学I②	総合数学①		生物基礎①	古典B/化学I③	体育②			英語表現I③	英語総合②			①	1	1	0	0	29	
2	国語総合④			地理A②		現代社会②	数学I④			生物基礎①		体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語表現I③		家庭総合②	社会と情報②	①	1	0	0	29		
	現代文B②	古典B②	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	世界史B④			数学II③	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②		化学基礎①	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語表現I③	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	家庭総合②	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	①	1	0	0	0	29	
	現代文B①	古典B②	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	日本史B④	地理A②	政治・経済②	数学II③	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②		科学と人間生活①	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	体育②		音楽I/美術I②	英語表現I③	英語総合②	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	家庭総合研究ほか2教科④	基礎PC技能ほか2教科②	①	1	1	0	0	29
3	国語総合⑤				現代社会②		数学I④			科学と人間生活②	数学基礎②	体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語表現I③		家庭基礎③		①	1	0	0	30		
	現代文B①	古典A③		日本史A③			数学II④			生物基礎①	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	体育②	保健①		英語表現I③	英語表現I③			①	1	1	0	0	30	
	現代文B①	国語表現②		世界史A②	地理A①		数学A②	数学B/習字/書道②		化学基礎①		体育②		音楽I/美術I②	英語表現I③	英語表現②/情報処理/簿記/生活と福祉④			①	1	1	0	0	30	
4	国語総合④				現代社会②		数学I③	数学A②	化学基礎②	生物基礎②	体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語表現I③		家庭基礎②	社会と情報②		①	0	0	0	30		
	現代文B①	古典A③		世界史A/日本史A②	世界史B/日本史B④		数学II③	数学B/習字/書道②	生物②	化学基礎①	体育②	保健①	音楽I/美術I②	英語表現I③	英語表現I③			①	1	1	0	0	30		
	現代文B①	古典B②	現代文B①/国語表現②/古典B②	世界史B/日本史B④	世界史探究/日本史探究②		数学II③	研究/国語/数学/現代探究/生物探究/書道①/書道②	生物②	生物探究/現代探究/書道①/書道②	体育②			英語表現I③	英語表現I③	国語表現②/現代文B②/古典B②/発展現代文②	家庭基礎②/生活探究/現代探究/書道①/書道②	英語表現②/生活探究/現代探究/書道①/書道②	①	2	0	0	0	30	

序	課程	修習學分	學分	學年	學期	學科	學分	學期	學科	學分	學期	學分	學期	學分	學期	學分	學期	學分
第一學期	普通教育 ①		通科教育 ②	國學 ①	國學 ①	中國文學史 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ①/國學 ②/國學 ③	中國文學史 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	24
	國學教育 ②	國學教育 ②		國學 ②	國學 ②	國學教育 ②	國學 ②	國學 ②	國學教育 ②/國學 ③/國學 ④	國學教育 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	20
	國學教育 ③	國學教育 ③	國學教育 ③	國學 ③	國學 ③	國學教育 ③/國學 ④/國學 ⑤	國學 ③			國學教育 ③								20
第二學期	普通教育 ①		國學教育 ②	國學 ①	國學 ①	中國文學史 ②	國學 ②	國學教育 ①	國學 ①/國學 ②/國學 ③	中國文學史 ②	國學 ②	國學 ②	國學教育 ②	國學教育 ②	國學教育 ②	國學 ②	國學 ②	22
	國學教育 ②	國學教育 ②		國學 ②	國學 ②	中國文學史 ②	國學 ②	國學教育 ①		中國文學史 ②								22
	國學教育 ③	國學教育 ③		國學 ③	國學 ③	中國文學史 ②	國學 ③			國學教育 ③								22
第三學期	普通教育 ②		國學教育 ②	國學 ①	國學 ②	中國文學史 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ①/國學 ②/國學 ③	中國文學史 ②	國學 ②	國學 ②	國學教育 ②	國學教育 ②	國學教育 ②	國學 ②	國學 ②	24
	國學教育 ②	國學教育 ②	國學教育 ②/國學 ③/國學 ④	國學 ②	國學 ③	國學教育 ②/國學 ③/國學 ④	國學 ③	國學 ③		國學教育 ②								28
	國學教育 ③	國學教育 ③	國學教育 ③/國學 ④/國學 ⑤	國學 ③	國學 ④	國學教育 ③/國學 ④/國學 ⑤	國學 ④			國學教育 ③								20
第四學期	普通教育 ①		國學教育 ②	國學 ①	國學 ②	中國文學史 ②	國學 ②	國學教育 ①	國學 ①/國學 ②/國學 ③	中國文學史 ②	國學 ②	國學 ②	國學教育 ②	國學教育 ②	國學 ②	國學 ②	國學 ②	22
	國學教育 ①	國學教育 ①		國學 ②	國學 ③	國學教育 ①	國學 ③	國學教育 ①		中國文學史 ②								14
	國學教育 ②	國學教育 ②					國學 ④			中國文學史 ②								11

学年	科目	地理歴史	外国語	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭	情報	総合	特別活動	保健体育	
1年	道徳科①	世界史A①		基礎数学①②	物理化学② 生物②	体育②	音楽①	英語Ⅰ/英語Ⅱ/英語Ⅲ②	総合英語Ⅰ④ 英語表現Ⅰ②		情報科①	①	1-1	14
	現代文② 古語②				物理化学② 生物② 地学②	体育②	音楽①		総合英語Ⅱ④ 英語表現Ⅱ②	家庭科②		②	1-2	15
	現代文③ 古語③	道徳科③ ①×1以上 ②×2以上	世界史A① 世界史B② ①×1以上 ②×2以上	数学② 数学③	道徳科③ ①×1以上 ②×2以上	道徳科③ ①×1以上 ②×2以上	体育②		総合英語Ⅲ④ 英語表現Ⅲ② 英語表現Ⅳ② ①×1以上 ②×2以上			③	1-3	16
2年	道徳科②		現代文②	数学Ⅰ②	生物化学② 化学②	体育②	音楽①	英語Ⅰ/英語Ⅱ/英語Ⅲ②	総合英語Ⅰ④	家庭科②	社会科情報②	④	2-1	17
	現代文② 古語②	世界史B② 現代文② ①×1以上 ②×2以上	日本史②	数学A②	生物化学② 化学② 化学基礎 でんぷん アミノ酸②	体育②	音楽①	英語Ⅱ/英語Ⅲ/英語Ⅳ② 英語表現Ⅲ④	総合英語Ⅱ④ 英語表現Ⅲ②		科学・メディア/環境/科学基礎②	④	2-2	18
	現代文③ 古語③	世界史A① 世界史B②	道徳科③	道徳科③	道徳科③	体育②		道徳科③	総合英語Ⅲ④ 道徳科③		道徳科③	④	2-3	19
3年	道徳科③			数学Ⅰ②	生物化学② 化学②	体育②	音楽①	英語Ⅰ/英語Ⅱ/英語Ⅲ② 英語表現Ⅲ④ 英語表現Ⅳ②	総合英語Ⅰ④ 英語表現Ⅰ②	家庭科②	社会科情報②	④	3-1	20
	現代文② 古語②	世界史A①			生物化学②	体育②	音楽①		総合英語Ⅱ④ 英語表現Ⅱ②		情報科②	④	3-2	21
	現代文③ 古語③	世界史B②	現代文②			体育②			総合英語Ⅲ④ 英語表現Ⅲ②			④	3-3	22
4年	道徳科④			数学Ⅰ②	物理化学②	体育②	音楽①	英語Ⅰ/英語Ⅱ/英語Ⅲ②	総合英語Ⅰ④ 英語表現Ⅰ②	家庭科②	社会科情報②	④	4-1	23
	現代文② 古語②	世界史A① 世界史B②		数学Ⅱ/物理②	化学基礎②	体育②	音楽①		総合英語Ⅱ④			④	4-2	24
	現代文③ 古語③	世界史B②	現代文②	数学Ⅱ/物理② 化学基礎② 物理基礎/電気基礎②	化学基礎②	体育②			総合英語Ⅲ④ 英語表現Ⅲ② 英語表現Ⅳ②			④	4-3	25
5年	道徳科⑤	世界史A②		数学Ⅰ② 数学A②	化学基礎②	体育②	音楽①	英語Ⅰ/英語Ⅱ/英語Ⅲ②	総合英語Ⅱ④	家庭科②		④	5-1	26
	現代文② 古語②	世界史A①/世界史B②	現代文②	数学Ⅱ② 数学B②	化学基礎②	体育②	音楽①					④	5-2	27
	現代文③ 古語③	道徳科③/道徳科④ 現代文③	世界史A①/世界史B②	数学Ⅱ②/物理基礎② 化学基礎② 物理基礎/電気基礎②	化学基礎② 化学基礎②/物理基礎② 化学基礎②	体育②					社会科情報②	④	5-3	28

(参考)総合学科の履修イメージ(現状)

課程		基礎型実		公民	数学	理科	保健体育		芸術	外国語		家庭	情報	総合	学年 1	学年 2	学年 3	
道徳総合 ①				道徳総合 ②	数学Ⅰ ② 数学Ⅱ ②	化学基礎 ②	体育 ② 保健 ①	音楽Ⅰ(唱歌Ⅰ)/音楽Ⅱ ②	英語Ⅰ ② 英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ② 英語Ⅱ ②	家庭基礎 ②	総合 ②	総合 ②	総合 ②				総合 ②
現代文Ⅰ ②	道徳総合	数学Ⅰ A ②	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合
現代文Ⅱ ②	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合

(参考)学校設定科目等により学び直しを行う履修イメージ(現状)

課程		基礎型実		公民	数学	理科	保健体育		芸術	外国語		家庭	情報	総合	学年 1	学年 2	学年 3
道徳総合 ③		北島基礎 ②			数学基礎 ③	理科基礎 ③	体育 ③ 保健 ①	音楽Ⅰ(唱歌Ⅰ)/音楽Ⅱ ②	英語基礎 ③	英語基礎 ②	総合 ②	総合 ②	総合 ②	総合 ②			
道徳総合 ②		数学ⅡA ②			数学Ⅰ ④	数学Ⅱ人間生活 ②	体育 ② 保健 ①	音楽Ⅰ(唱歌Ⅰ)/音楽Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②
現代文Ⅰ ②		社会ⅡA ②		道徳総合 ②	総合Ⅱ ②	生物基礎 ②	体育 ②				英語Ⅱ基礎Ⅰ ②						
道徳総合 ④		総合Ⅱ ②		道徳総合 ②	数学Ⅰ ④	生物基礎 ②	体育 ② 保健 ①	音楽Ⅰ(唱歌Ⅰ)/音楽Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②						
現代文Ⅱ ②	道徳Ⅱ ②	道徳ⅡA ②			数学Ⅰ ④	数学ⅡA ②	体育 ② 保健 ①	音楽Ⅰ(唱歌Ⅰ)/音楽Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②	英語Ⅱ ②	英語Ⅰ ②
道徳総合 ⑤	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合	道徳総合
道徳総合 ⑥		道徳ⅡA ②		道徳総合 ②	道徳総合 ③	道徳総合 ③	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②	道徳総合 ②
現代文Ⅰ ②	道徳Ⅱ ②	道徳ⅡA ②		道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②
現代文Ⅱ ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②		道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②	道徳ⅡA ②

3. 資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実

(1) 構成の見直し

〈略〉

- 小・中学校においては、各教科等の特質に応じて育まれた見方・考え方を総合的に活用しながら、自ら問いを見いだし探究することのできる力を育成し、探究的な学習が自己の生き方に関わるものであることに気付くようにする。
- それを基盤とした上で、高等学校における総合的な学習の時間においては、各教科等の特質に応じて育まれる「見方・考え方」を総合的・統合的に活用することに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見方・考え方を組み合わせて統合させ、活用しながら、自ら問いを見いだし探究することのできる力を育成する。
- 自己のキャリア形成の方向性と関連付けるという点においては、高等学校の専門教科における課題研究科目や、現在、新たに検討されている「理数探究(仮称)」においても同様の性格を持つ。総合的な学習の時間と課題研究科目、「理数探究(仮称)」との違いは、専門性を活かした職業につながる専門教科や、大学における学問分野につながっていく「理数探究(仮称)」の場合には、専門分野に向かっていく自己のキャリア形成と関連付けながら「見方・考え方」を統合させ、活用していくことを前提とした探究を行うのに対し、総合的な学習の時間では、特定の分野を前提とせず、実社会や実生活から自ら見いだした課題を探究していくことを通して自己のキャリア形成の方向性を見いだすことにつなげていくという違いがある。
- こうした観点から、高等学校におけるこれまでの「総合的な学習の時間」については、その名称についても見直すべきである。小・中学校における総合的な学習の時間とのつながりやそこからより探究的に発展したものであるという位置づけを考えると、例えば「総合的な探究の時間」あるいは「探究の時間」といった名称も考えられるところであるが、具体的な名称については、高等学校における各教科等の構成の見直しも踏まえて高等学校部会において決定することが適当である。

「産業社会と人間」 学習指導要領における記述

- ・ 現行の学習指導要領等における「産業社会と人間」に関する記述は以下のとおりとなっている。
- ・ 特別活動において、キャリア教育の意義が明確にされることも踏まえつつ、今回の改訂に合わせて見直すべき事項はあるか。

高等学校学習指導要領(平成21年3月)〈抄〉

第1章 総則

第2款 各教科・科目及び単位数等

5 学校設定教科

(1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第3款各教科・科目の履修等

3 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、上記1のほか次のとおりとする。

(1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。

(2) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

「産業社会と人間」 学習指導要領 解説 における記述

高等学校学習指導要領解説総則編(平成21年7月) <抄>

4 学校設定科目及び学校設定教科(第1章第2款の4及び5)

(4)「産業社会と人間」

「産業社会と人間」は、平成5年の総合学科の創設に伴い、その原則履修科目とされた科目である。総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科であり、その教育課程における各教科・科目は、高等学校の必修科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成し、原則履修科目として「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とすることが、平成5年3月に初等中等教育局長名の通知で示された。

総合学科における「産業社会と人間」は、人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中での自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成することをねらいとしている。このねらいを達成するため、各学校では、社会人や地域の有識者を講師とするなど地域との積極的な連携を図り、実習、見学、調査研究などの体験的な活動を取り入れた学習を展開してきている。また、「産業社会と人間」の学習は、自らの進路等を考慮した適切な各教科・科目の選択能力の育成にも大きな役割を果たしている。

このような自己の在り方生き方や進路について考察するとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な各教科・科目を選択する能力を育成する学習は、高等学校において、どの学科でも重要な意義を有することから、平成11年の改訂において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示したものである。

各学校において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮することを総則において示しているものである。

- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

この「産業社会と人間」の指導事項については、平成5年2月の高等学校教育の改革の推進に関する会議の第四次報告において、職業と生活、我が国の産業と社会の変化及び進路と自己実現の3項目で構成し、具体的には次のようなことを指導することが提言された。

① 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業の種類や特徴、職業生活などについて理解するとともに、勤労の意義について考察し、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。

② 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し、それがもたらした情報化、国際化等の社会の変化、人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。

③ 進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の能力・適性、興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ、自己の将来の生き方や進路について考察すること。これらの項目は、職業と生活が学習指導要領に示されたアの事項、我が国の産業と社会がイの事項、進路と自己実現がウの事項とそれぞれ対応するものと考えられ、各学校においては、この報告の内容を十分配慮し

「産業社会と人間」を開設し特色ある取組をしている例

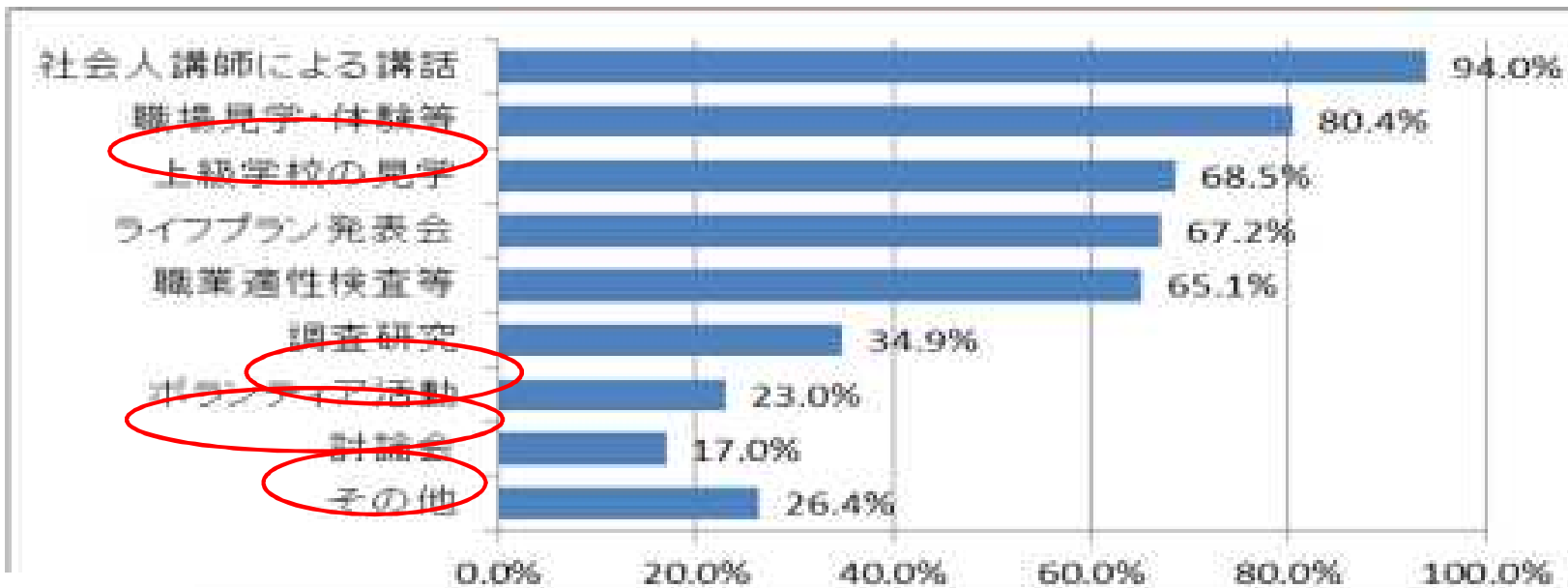
都道府県	学校名	課程	学校の特色
青森県	A総合高校	定時制	<p>【科目の目標】 自己の生き方在り方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を図る。 また、産業社会での自己の在り方・生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度の育成を図る。</p> <p>【特色】 ・1年次で履修する「産業社会と人間」を『キャリアデザイン基礎』と位置づけ、2・3年次で履修する『キャリアデザイン』（総合的な学習の時間）と合わせて、キャリア教育に重点を置き、「生き抜く力」の育成を図っている。</p>
東京都	B総合高校	全日制	<p>【科目の目標】 I 自己の生き方を探求させるという観点から、自己啓発的な体験学習や討論などを通じて、職業の選択決定に必要な能力・態度、将来の職業生活に必要な態度やコミュニケーション能力を養うとともに、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養成する。 II 現実の産業社会やその中での自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度の育成を図る。</p> <p>【特色】 ・生徒は、「産業社会と人間」で自らを見つめ、ライフプランを作成し、それを実現するための「自分だけの時間割」で高校生活を送る</p>

出典：高等学校教育の改革に関する推進状況について(平成26年2月)に一部加筆

「産業社会と人間」の年間指導計画における活動

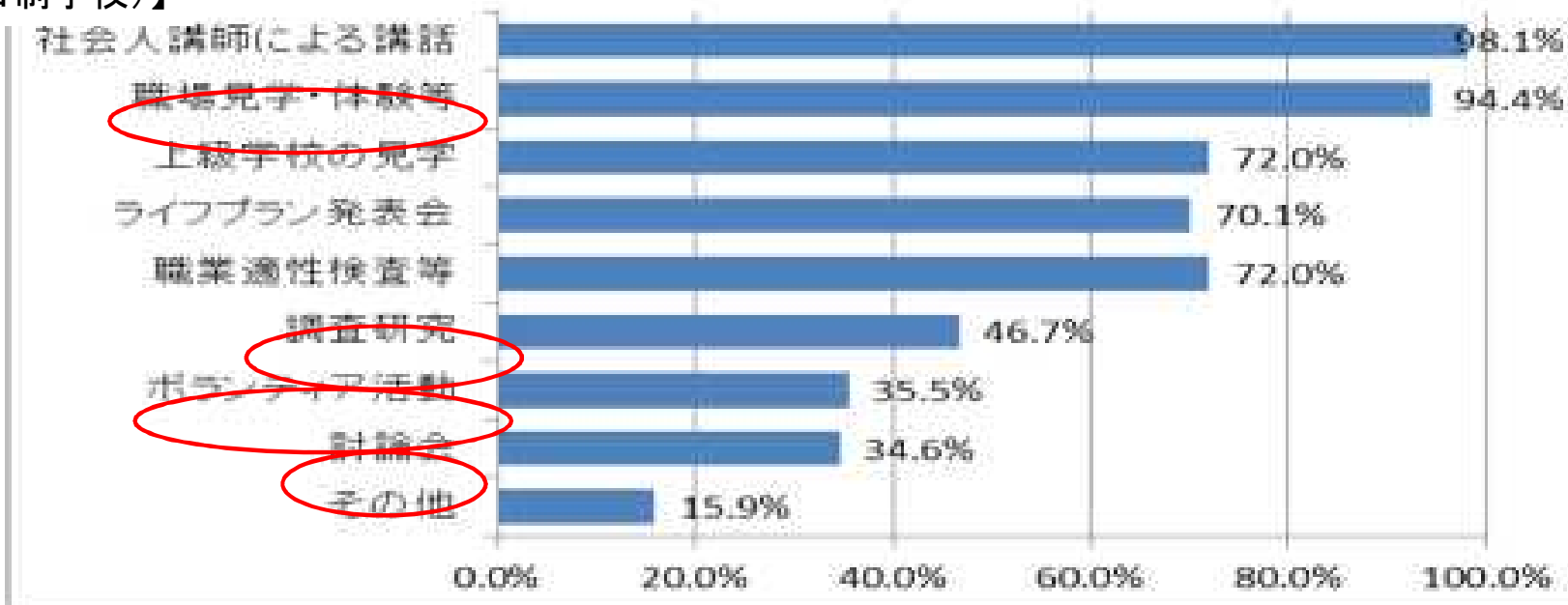
○ 「その他」以外の全ての項目の割合が減少。特に「職場見学・体験等」「調査研究」「ボランティア活動」「討論会」は10%以上減少

【平成19年調査】



n=235

【平成11年調査(公立全日制学校)】

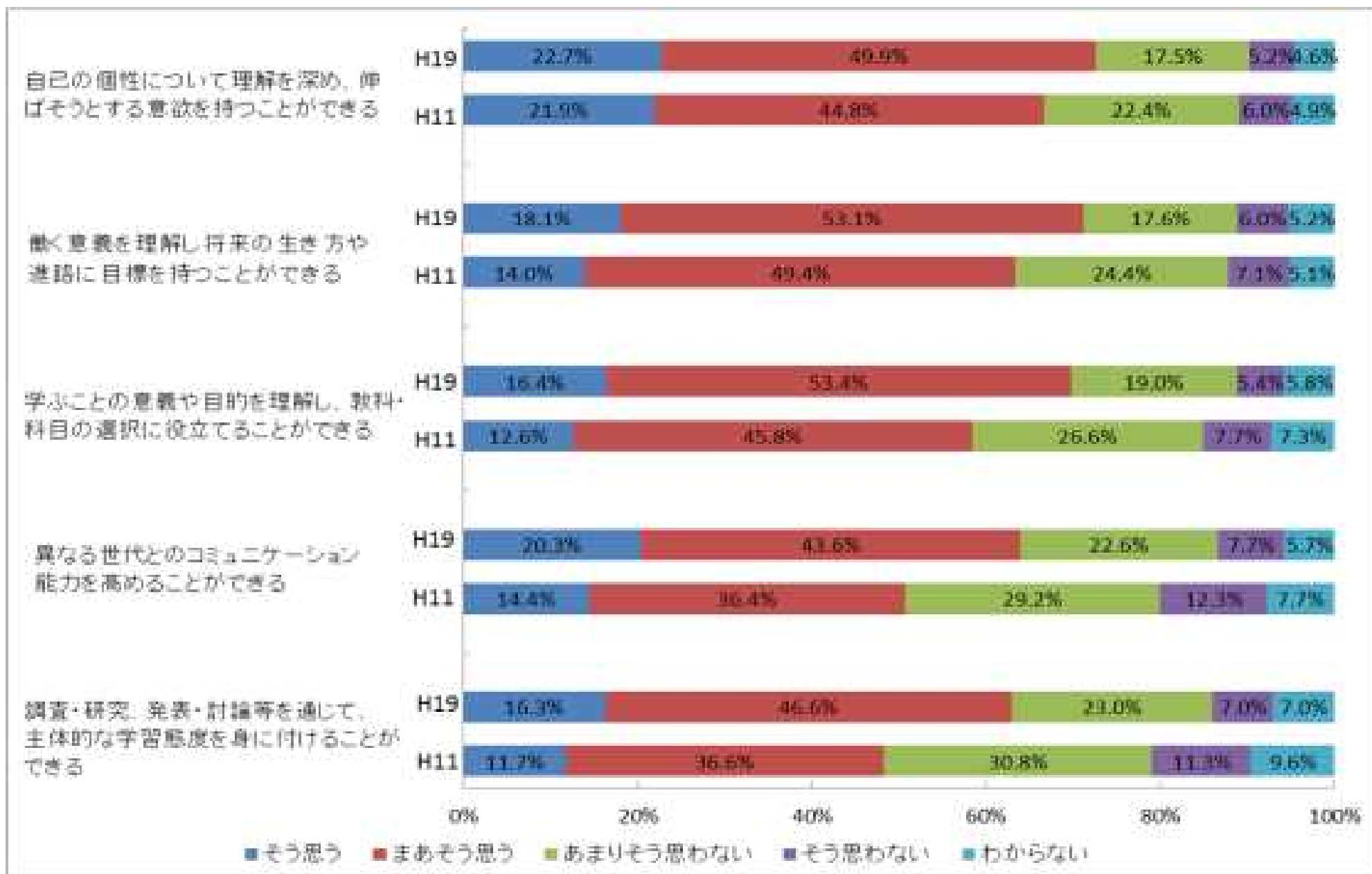


n=107

出典：平成19年度国立教育政策研究所「今後の後期中等教育の在り方に関する調査研究「総合学科に関する調査」報告書」

「産業社会と人間」を学ぶ意義

- 平成19年度は産業社会と人間を学ぶ意義は全ての項目において肯定的な回答が7割前後。平成11年調査と比べても全ての項目で肯定的回答の割合が高くなっている。



出典：平成19年度国立教育政策研究所「今後の後期中等教育の在り方に関する調査研究」総合学科に関する調査」報告書」

【「論点整理」における指摘】

- 学び直し等の多様な要請に応えるため、各高等学校が生徒の実態等を考慮して、学校設定教科・科目を活用することや、学習指導要領上の教科・科目等について標準単位数を増加して対応することなども、「カリキュラム・マネジメント」の中で検討されるべきである。こうした柔軟な対応のために必要な事項についても、総則の在り方をはじめとした今後の検討の中で整理していくことが求められる。

(主な意見)

- ・義務教育段階で十分に学べなかった子に対する学び直しは本当に大切なこと。高校を卒業する時点で必要な、18歳として必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等をどのようにしてもう一度彼らに取り戻すのかということを考えておく必要。
- ・高校生の場合、家庭の貧困と教育格差が直結しやすい。親が病気とか一人親家庭だと、家族の介護や家計のためのアルバイトで忙しくなり、学校に行きたくても行けなくなって辞めざるを得ない現状もある。いったん辞めてしまうと、学び直したくても金銭的にも時間的にも精神的にも難しい。しかし、現実的にスキルも何も付いていなければ、なかなか正規雇用には結びつかず、結局、非正規雇用のまま貧困を生きていくという子供たちも少なくない。そこも踏まえ、学校にいる間にいかにベーシックスキルを担保するかということも大事。

「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導」に関する 現行の学習指導要領における位置付け

高等学校学習指導要領

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調査のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

○趣旨

高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたもの。

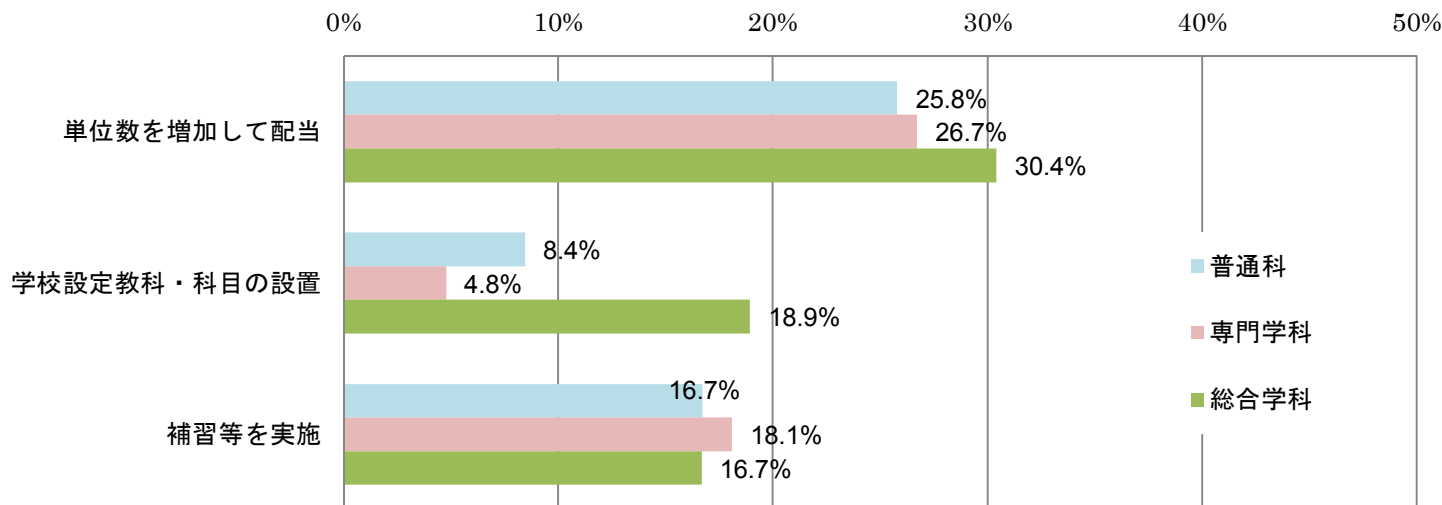
○学校設定科目による対応について

学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており(総則第2款の4)、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされているが(総則第2款の5)、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款の4及び5の規定に適合するものである。

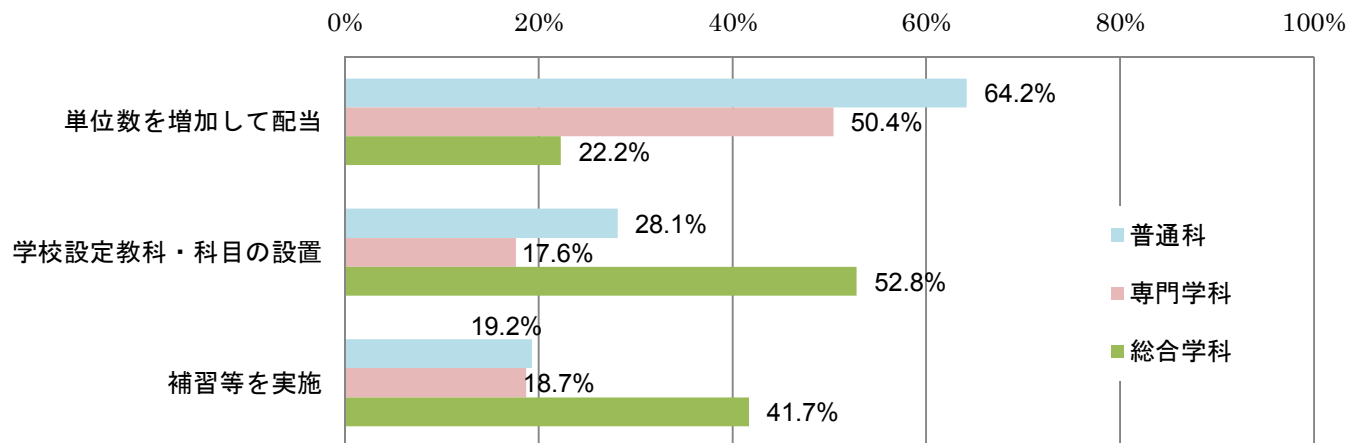
義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況①

平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況について、①必履修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当」することによる指導と、②「学校設定教科・科目を設置」することによる指導、③「放課後や長期休暇、土曜日等の補習」による指導の3点について調査したところ、①の方法により実施する学校の割合が比較的高かった。

実施態様（全日制）



実施態様（定時制）



(出典)平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況②

(1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るため、標準単位数を超えて増加して担当している教科・科目の有無

※ 平成21年度改訂高等学校学習指導要領第1章総則第5款の3の(3)に示す事項のうち、

「イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう」、その単位数を標準単位数を超えて増加して担当した場合。

		有り	無し
		全日制	普通科 25.8%
	専門学科 26.7%	73.3%	
	総合学科 30.4%	69.6%	
定時制	普通科 64.2%	35.8%	
	専門学科 50.4%	49.6%	
	総合学科 22.2%	77.8%	

(2) (1)を実施している教科

(複数回答)

		国語	地理歴史	公民	数学	理科	外国語	その他
		全日制	普通科 16.4%	7.7%	0.0%	15.0%	9.2%	19.1%
	専門学科 17.0%	1.4%	2.9%	14.5%	6.2%	11.0%	1.4%	
	総合学科 11.5%	3.4%	2.0%	16.9%	2.4%	20.3%	0.7%	
定時制	普通科 39.4%	17.5%	16.6%	55.5%	25.9%	48.2%	9.3%	
	専門学科 16.2%	3.6%	5.0%	41.7%	5.0%	34.2%	4.0%	
	総合学科 5.6%	2.8%	0.0%	16.7%	0.0%	13.9%	0.0%	



義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況③

(3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目の設置の有無

※ 平成21年度改訂高等学校学習指導要領第1章総則第5款の3の(3)に示す事項のうち、

「ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること。」の項目に該当する場合。

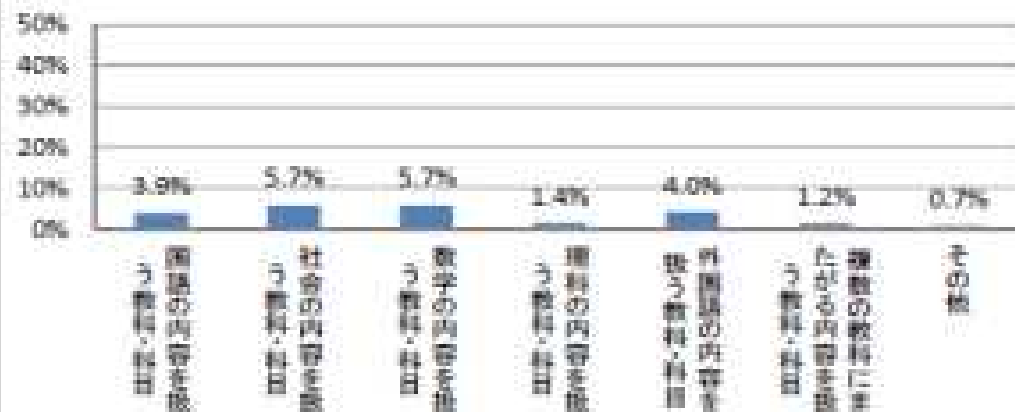
		有り	無し
全日制	普通科	8.4%	91.6%
	専門学科	4.8%	95.2%
	総合学科	18.9%	81.1%
定時制	普通科	28.1%	71.9%
	専門学科	17.6%	82.4%
	総合学科	62.8%	47.2%

(4) (3)を実施している教科・科目

(複数回答)

		国語の内容を扱う教科・科目	社会の内容を扱う教科・科目	数学の内容を扱う教科・科目	理科の内容を扱う教科・科目	外国語の内容を扱う教科・科目	履修の教科にまたがる内容を扱う教科・科目	その他
全日制	普通科	3.0%	5.7%	5.7%	1.4%	4.0%	1.2%	0.7%
	専門学科	1.7%	3.0%	3.0%	0.4%	1.8%	1.1%	0.5%
	総合学科	7.4%	15.2%	15.2%	0.7%	9.5%	1.0%	0.7%
定時制	普通科	15.7%	20.8%	20.8%	3.5%	13.7%	4.0%	1.8%
	専門学科	10.8%	12.6%	12.6%	0.4%	8.0%	1.4%	1.1%
	総合学科	41.7%	36.1%	36.1%	5.6%	30.0%	5.0%	2.8%

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目の内容
(内数)(全日制普通科)



(5) 特別支援学校

特別支援学校小学部・中学部 総則に関する構成等の改善のイメージ

小学部・中学部学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学部・中学部学習指導要領及び解説における、総則に関する構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成、実施について、各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
小学校に準ずる

第2款 知的障害者
生活、国語
算数、音楽
図画工作、
体育

第2節 中学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
中学校に準ずる

第2款 知的障害者
国語、社会
数学、理科
音楽、美術
保健体育
職業・家庭
外国語

第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部：平成30年度、中学部：平成31年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

第1節 教育目標 ・学校教育法等に示された教育の目的、目標

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導 ・自立活動

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方 ・選択教科の開設
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
- ・道徳教育の内容

第3 授業時数等の取扱い

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数） ・児童会活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導

2 各教科等の指導に当たっての配慮

- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下での指導、専門家の指導・助言
- ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・生徒指導の充実、進路指導の充実、校内の組織体制の整備、関係機関との連携
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会、ガイダンス機能の充実
- ・見通しを立てたり振り返ったりする活動 ・海外から帰国した者への適切な指導

・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮

・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

・学校医等との連携、保健及び安全への留意 ・個別の教育支援計画の作成

・部活動の意義や留意点 ・特別支援学校におけるセンター的機能

3 道徳教育を進めるに当たっての配慮

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学校生活の核となる教育課程の意義

小学部、中学部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方

(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

下線部は、小学校及び中学校学習指導要領には示されていない観点

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

総則

第1 教育目標

第2 小学部及び中学部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学部及び中学部教育の目的、目標の

達成に向けた教育課程の意義

- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童又は生徒の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導(含 安全・食育:中)
- ・「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導

3 小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。

何ができるようになるか

何を学ぶか

2 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の総授業時数(準ずるものとする)
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数(週数)
- ・児童会活動、生徒会活動(中)、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点(中)
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・選択教科の開設(中)
- ・道徳教育の内容

3 学校段階間の接続

- ・幼稚園と小学部の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム(低学年において生活科を中心に合科的・関連の指導などの工夫)
- ・小学部と中学部の接続と義務教育学校(義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定)
- ・中学部、高等部の接続と中等教育学校(中)
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校との教育課程の円滑な接続

4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

5 調和の取れた全体の指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導(小)(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童)
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導(小)
- ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

6 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容等を踏まえて指導計画を作成する段階
- ・「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方
- ・各教科等の学びの連続性の考え方(小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科)
- ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
- ・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き

7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第4 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか
何が身に付いたか

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性
 - ・特に重要となる学習活動の在り方
 - －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - －児童及び生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- (↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
(各教科等を合わせて指導)
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)
(※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

個々の児童の発達を
どのように支援するか

第5 個々の児童及び生徒の発達や進路を踏まえた指導

1 個々の児童及び生徒のキャリア発達の支援

- ・教師と児童及び生徒の信頼関係及び児童及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童及び生徒理解を深め(小・中)、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう(中)、生徒指導を充実すること(小中)。
- ・各教科等の指導に当たり、児童及び生徒が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること(小)
- ・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導(キャリア教育)を行うこと(中)

- ・児童及び生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること
- ・ガイダンス機能の充実(中)

2 個々の児童及び生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

(1) 障害のある児童及び生徒への指導

- ・「個別の教育支援計画」の作成
- ・「個別の指導計画」の作成
- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下での指導、専門家の指導・助言
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

(2) 海外から帰国した児童及び生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童及び生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童及び生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第6 学習活動の充実のための基盤

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実を通じた学習や生活の基盤づくり
- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・校内の組織体制の整備
- ・教師間の相互の連携
- ・学校間の連携
- ・部活動の意義や留意点(教育課程との関連、地域連携)(中)
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

第7 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において動かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等部学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

高等部学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、内容等の取扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、単位の修得及び卒業の認定、重複障害者等に関する教育課程の取扱い等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
第3款 知的障害者
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

(1)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

(2)視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
保健医療

(3)聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
印刷、理容・美容、クリーニング

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

下線部は、高等学校学習指導要領には示されていない観点

第1節 教育目標 第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
・障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮
・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
・道徳教育
・体育・健康に関する指導
・自立活動の指導
・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

第1 各教科・科目及び単位数等

・卒業までに履修させる単位数等
・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
・主として専門学科において開設される各教科・科目
・学校設定教科、科目

第2 各教科・科目の履修等

・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
・専門学科における各教科・科目の履修
・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第1 各教科等の履修

・卒業までに履修させる単位数等
・各学科に共通する各教科等
・主として専門学科において開設される各教科・科目
・学校設定教科

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

・総授業時数の標準
・年間の授業日数(週数)
・専門教科の授業時数
・ホームルーム活動の授業時数
・生徒会活動、学校行事
・総合的な学習の時間に充てる授業時数
・自立活動に充てる授業時数
・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
2 各教科・科目等の内容等の取扱い
・高等学校に準ずる
・生徒の負担過重
・指導の順序
・学習活動の区分
・指導内容の重点化、選択
・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的異なる指導内容の設定

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
・各事項のまとめ方や重点の置き方
・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善
・義務教育段階での学習内容の確実な定着
・道徳教育の全体計画の作成
・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習

4 職業教育に関して配慮すべき事項

・普通科における配慮事項
・専門学科における配慮事項
・進路指導等の充実、関係機関連携、産業現場等における長期間の実習
・職業に関する教科・科目の配慮事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

・個に応じた指導の充実
・重複障害者に対する指導、教師間の連携、専門家の指導・助言
・言語活動の充実
・自己の生き方や在り方を考え主体的な進路選択、ガイダンス機能の充実
・生徒指導の充実
・キャリア教育の推進
・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
・障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒
・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に応じた教材・教具の創意工夫
・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
・評価による指導の改善、学習意欲の向上
・実験・実習の留意点
・学校医等との連携、保健及び安全への留意
・個別の教育支援計画の作成
・部活動の意義と留意点
・特別支援学校におけるセンター的機能

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定
2 卒業までに修得させる単位数
3 各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

・年間の総授業時数
・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)
・年間の授業日数(週数)
・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数
・HR活動の授業時数
・生徒会活動、学校行事
・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い 第7款 専攻科

高等部学習指導要領の構成

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す

総則

第1款 教育目標

第2款 高等部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義、障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・「調和的発達の基盤」 自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3款 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校・学科において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する

何ができるようになるか

何を学ぶか

2 教育課程の編成における共通の事項

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

(1) 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科、科目

(2) 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

(3) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動の授業時数等

(4) 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定
- ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

(1) 各教科等の履修

- ・卒業までに履修させる単位数等 各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科

(2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- ・総授業時数の標準 年間の授業日数(週数)
- ・専門教科の授業時数
- ・ホームルーム活動の授業時数 生徒会活動、学校行事
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 自立活動に充てる授業時数
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

(3) 卒業までに履修させる授業時数及び卒業の認定

- ・年間の総授業時数 総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
- ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む) 年間の授業日数(週数)
- ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数 HR活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

3 中学部との接続

4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮

(1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着

- ・各教科・科目の指導における学習機会
- ・必修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
- ・学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させる

(2) 学習が遅れがちな生徒などへの配慮

- ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

知的障害のある子供たちのための各教科の改善・充実の方向性

知的障害のある児童生徒のための各教科の意義

- **知的障害のある子供たちの学習上の特性**（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を踏まえた内容で構成。
- 子供一人一人の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、**段階別**に、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。
- 特に必要がある場合、**各教科等を合わせて指導**を行い、子供たちが自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

- 生活に結びついた具体的・実証的な学習活動を継続的に行うことにより、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされていることが多い。
- **各教科等を合わせて指導**を行う場合、**各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく**、学習指導の改善に十分に生かしくにくい。
- **特別支援学級（小・中学校）**において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。
- インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校（知的障害）の**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。

子供たちの人間として調和のとれた育成の一層の推進

改善・充実の方向性

■ 育成を目指す資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

(例) 社会科（高等部）

現行目標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

目標構成の見直し

- ・ 育成を目指す資質・能力は小学校等の各教科と同じであることを明確に示す
- ・ 段階ごとの目標を示す

育成を目指す資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成を目指す資質・能力（仮案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得 ・ 生活に関係の深い法制度等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に生きる地域社会の一員としての自覚 ・ 社会参画への意欲や態度等

■ 社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

- (例) 中学部・高等部社会科で充実が必要な内容の例や構成
- ★ 政治的主体、経済的主体、法的主体となること
 - ★ グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解 等
- (内容の例)
- (構成)
- ★ 各部間での円滑な接続を図るため、中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と系統性のある内容を設定し、新たに第二段階を設ける

■ 知的障害のある子供たちが質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

(例) 子供たちの学びの過程を重視したアプローチ（習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など）

■ 観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

- **特別支援学級（小・中学校）**における取扱い、小・中・高等学校の各教科の目標や内容との連続性・関連性の整理など

※今後、小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に整理

自立活動の改善・充実の方向性

育成を目指す資質・能力

教科等の習

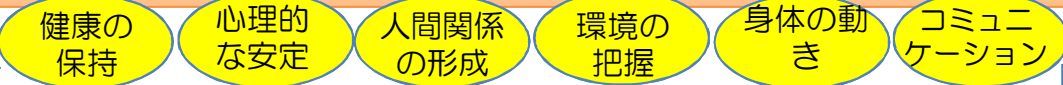
個別の知識・技能
(何を知っているか、何ができるか)

思考力・判断力・表現力等
教科等の本質に根ざした見方や考え方や
(知っていること・できることをどう使うか)

学びに向かう力・人間性等
情意、態度等にかかわるもの
(どのように社会・世界と関わり
よりよい人生を送るか)

育成を目指す資質・能力のために重視すべき
学びの過程等の例

自立活動が教科等の学習を支える役割



目的と目標

特別支援学校の目的

幼・小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養う。

特別支援学校等を取り巻く現状

- 高等部生徒数の増加
- 障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

小・中・高等学校

通級による指導、特別支援学級

- 児童生徒数の増加
→「自立活動」の指導を行う場の拡大
- 高等学校（モデル事業）

成果と課題

【成果】

- ◆ 新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開
- ◆ 学習指導要領解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、子供たちの自立と社会参加に向けたアシスティブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実
- ◆ 幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成 など

【課題】 一部に

- ◆ 自己を理解したり、得意不得意を伝えたりする力、進路先で人間関係を築く力など社会に出てから必要となる力が十分に育っていないと指摘
- ◆ 実態把握、指導目標の設定、具体的な指導内容の設定までのプロセスについて、教員の理解が十分でない
- ◆ 子供たちの実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離
- ◆ 自立活動と各教科等との関連を図った指導が十分でない
- ◆ 子供たち自身が、どのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉える学習評価の在り方 など

改善・充実の方向性

主体的に改善・克服
のしよとす取

発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実

育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえ、
(例)
・自己の理解や感情を高めるような内容の整理
・主体的に学ぶ意欲の一層の伸長 など

指導目標、具体的
の示し内容の改善
の指示内容の改善

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスをつなぐポイントをわかりやすく記述

(例)
・収集した情報の整理
・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理
・優先する指導目標の明確化 など

評価と指導
の推進

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

(例)
・パフォーマンス評価
・自己評価 など

カリキュラム・マネジメントの確立

重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性

- 学習指導要領及び学習指導要領解説において、
 - ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての基本的な考え方
 - ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の留意点

を更に具体的に示すことが必要ではないか。

教育課程の取扱い	「解説」に示されている適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
<p>準ずる教育 (目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む)</p> <p>当該学年前学年・前学部代替の適用</p> <p>知的障害のある子供たちのための各教科代替の適用</p> <p>自立活動を主とした教育の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した<u>指導計画</u>を作成することが必要。 ・ 特に、<u>系統的な学習</u>を主とする場合には、<u>教材の精選や指導の一貫性に留意</u>するなど、<u>より一層慎重な取扱い</u>が必要。 ・ 自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、<u>全人的な発達を促すことをねらいとし</u>、(中略) <u>段階的、系統的な指導</u>が展開する。 ・ 重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様(中略) <u>心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要</u>(中略) <u>重要な意義</u>を有する。 	<p>【平成26・27年度 特別支援教育 教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会(提出資料) / 56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述 / 27都道府県市</p> <p>(記述された課題例)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 替える根拠の判断 等 <p>【準ずる教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の精選の在り方 等 <p>【知的障害教育の各教科代替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級で前学年(部)の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等 <p>【自立活動を主とした教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害教育の各教科の指導についての検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「解説」に示されている本規定を適用する際の基本的な考え方について、更に分かりやすく解説する必要。 ・ 第2章「各教科」第1節示されている障害種別の「指導内容の精選等」の基本的な考え方について、更に具体的に整理し、解説する必要。 ・ 各学校(部)段階間における各教科等の「学びの連続性」の考え方について整理し、解説する必要。 ・ 自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方についての考え方や、教科と自立活動の指導目標設定の関係性を具体的に整理し、解説する必要。

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

達成を目指して

学校教育目標

- ・ 育成を目指す資質・能力
- ・ 目指す子供像の明確化
- ・ 卒業までに身に付けてほしい力の検討

何を

学習指導要領に示す各教科等の目標・内容等

① 指導内容の選択

- ・ 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- ・ 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

② 指導内容の組織

- ・ 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- ・ 各教科等間の指導内容の相互の関連

③ 授業時数の配当

- ・ 各教科等の年間授業時数を定める
- ・ 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- ・ 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

どのように

指導の形態ごとに指導計画の作成

① 指導の形態の選択

各教科等別指導、各教科を合わせて指導、各教科等を合わせて指導

② 指導内容の組織、時数の配分

年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

③ 時間割の編成

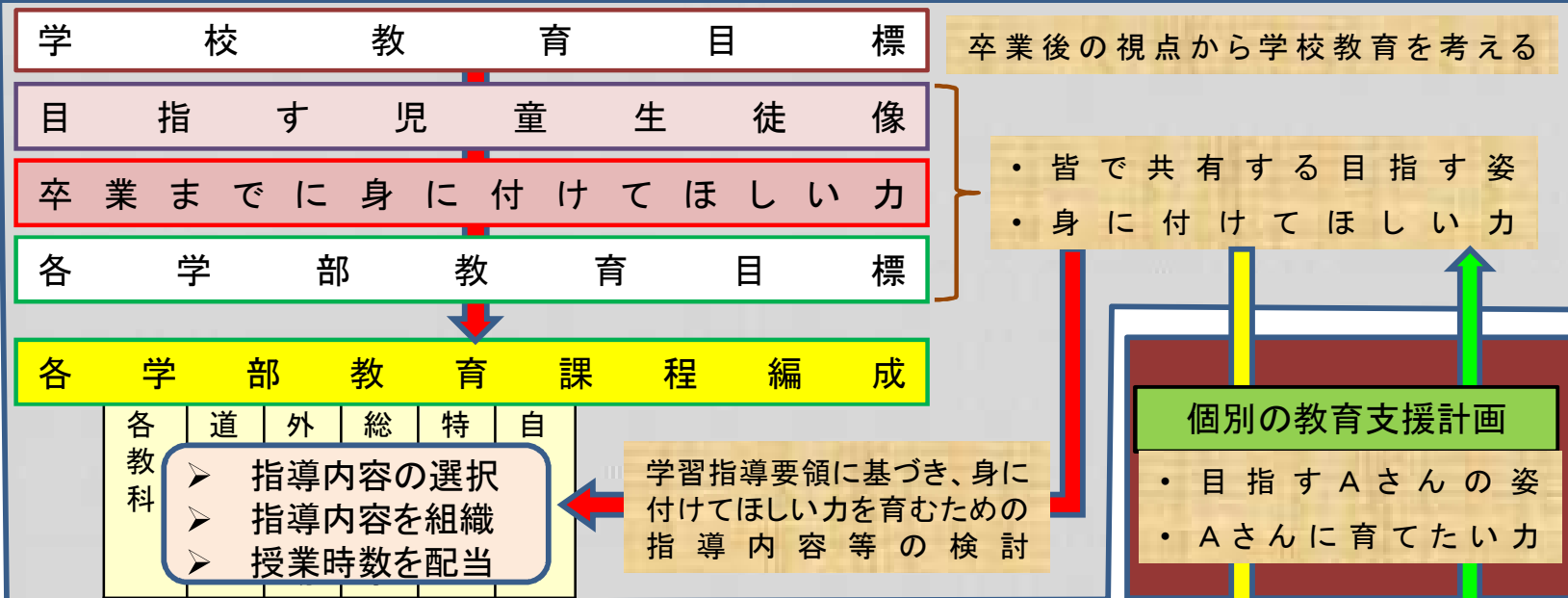
学習グループ、指導体制の検討

④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

教育課程の総体的構造の可視化 (例)

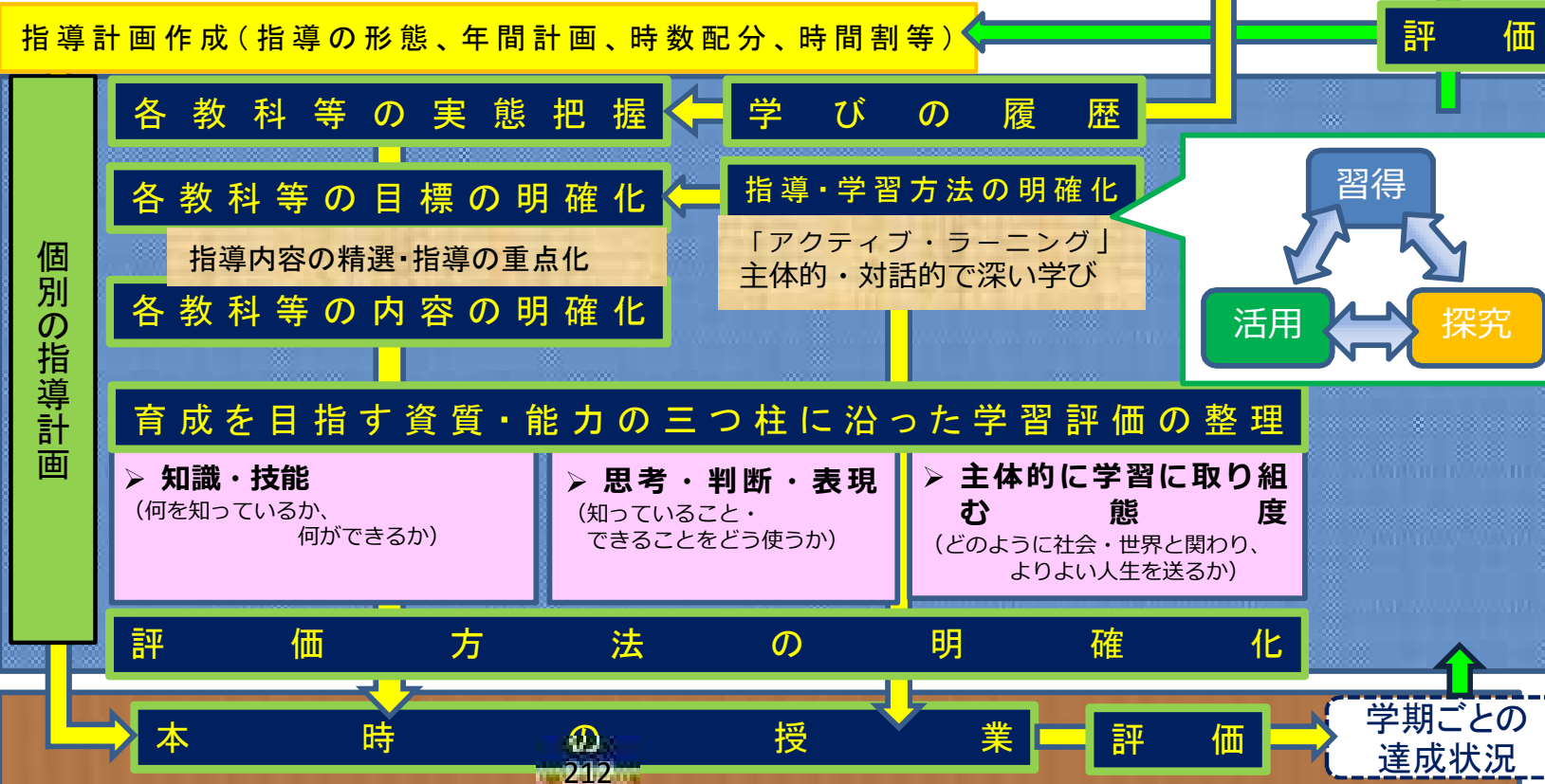
学習指導要領から教育内容を明確にする段階

- ◆「カリキュラム・マネジメント」
- ◆「社会に開かれた教育課程」
- ◆ 育成を目指す資質・能力
- ◆ 教育課程の円滑な接続



指導計画を作成する段階

- ◆ 学びの連続性
- ◆ 「アクティブ・ラーニング」の視点



成果と課題

【成果】

- 現行の特別支援学校学習指導要領（高等部）では、「キャリア教育の推進」、「産業現場等における長期間の実習を取り入れる」等が新たに明記され、各校で地域等と連携した実際的な指導が充実してきている。
- 【地域と協働した取組の例】高齢者のグループホーム等にでかけ、カフェをサービスする学習に取り組むなど
- 児童生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたりすることのできる技能検定等が開発され、地域の実態に応じた技能検定大会などが実施されている。
- 【例】宮崎県特別支援学校チャレンジ検定など

【課題】

- (文部科学省キャリア教育・就労支援等の充実事業成果報告書から)
- ・小学部の子供たちや知的障害の程度が重度の子供たちが取り組めるように段階的に級を定めた技能検定の開発が課題。
 - ・ワークキャリアのための実践の一層の向上に加え、ライフキャリアの充実にも力点を置き、小・中・高等部一貫したキャリア教育を実施するための土台作りが必要である。
 - ・子供たちのキャリア発達を促す授業の構成、実施方策についての更なる研究が必要である。

(特総研専門研究B-253(平成22年3月)研究成果報告書から一部編集)

- ・小学部ではキャリア教育と聞いただけで、「職業教育は小学部には関係ない」という意識が一部にある。どのようにしてキャリア教育を伝えていくのが課題。
- ・障害の程度が重度の子供たちへの取組など、当該の子供を指導する教員に対して、キャリア教育の概念が浸透していない現状。

教育課程企画特別部会 論点整理

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

(1) 新しい学習指導要領等の在り方について

(人生を主体的に切り拓くための学び)

○(略)子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

5.各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1)各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

○また、特別支援学校においては、(略)特に、子供たちの発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、これからの時代に求められる資質・能力を踏まえた、障害のある子供たち一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実、知的障害のある子供たちのための教科の改善・充実を図ることが求められる。

改善・充実の方向性

■ 幼稚部、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。

- ・小・中・高等学校等に準じた改善の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえて整理。
- ・キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であることの方の具体を示す。
- ・キャリア教育は、育成を目指す資質・能力を踏まえ、幼稚部、小・中学部、高等部段階から実施するものであることを踏まえ、展開例や留意点を示す。

■ 障害の程度が重度の子供たちのキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示す。

■ キャリア発達の視点を踏まえた学習状況評価の充実。

■ キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。(教育活動全体への働きかける仕組み)

障害のある子供たちの教育課程等の円滑な接続に向けた改善・充実の方向性

教育課程企画特別部会「論点整理」

- 各教科等を学ぶ本質的意義の捉え直し
- 各学校段階における各教科等で育成を目指す資質・能力の整理
- 目標・内容の検討
- 学習のプロセスの検討
- 目標に準拠した評価の観点の検討 など

特別支援教育を取り巻く現状

- インクルーシブ教育システム構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びの連続性を確保していく観点から、小・中学校等と知的障害のある児童生徒のための**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。
- 中学校特別支援学級卒業者のうち高等部への進学者数の割合
…64.3% (H26.3卒業者)

特別支援教育部会（第7回）の意見

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用をする際、小学校等と知的障害のある子供たちのための各教科の連続性をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。
- 子供たちが通常の学級、特別支援学級、特別支援学校などと、多様な学びの場で学習する現状もあり、連続性のあるカリキュラムを追求していく必要がある。
- 各教科の教育内容を保障することを前提としながら、自立活動に「替える（指導の方向性を変更する）」という手続きや判断をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。

小・中学校等の各教科との接続、小学部等の教育課程の連続性

改善・充実の方向性

■ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を踏まえ、小・中学校等の教科と、知的障害のある子供たちのための教科の考え方を整理

現行学習指導要領に示されている知的障害のある子供たちのための各教科の目標及び内容等について、以下の視点から改訂してはどうか。

（各教科で育成を目指す資質・能力）小・中学校等の改訂に準じる。

（各教科の目標）小・中学校等の改訂に準じる。

（段階）各教科の各段階の領域ごとに目標を設定してはどうか。

- ・ 小・中学校等の各学年の領域に対応した目標の系統性と関連づけた整理をしてはどうか。
- ・ 1段階の目標については、2段階がめざす各領域の目標との系統性を考慮し、幼稚園教育要領に示されるねらいのほか、発達の初期段階に関する先行研究を参考に、具体的に整理してはどうか。
- ・ 1段階の目標と自立活動の目標との関連や目標設定の手続き等を具体的に解説してはどうか。

（内容）各段階の領域ごとに示された目標の系統性を踏まえながら、小・中学校等の学習指導要領に示されている内容との連続性に基づいて整理してはどうか。

- ・ 小・中学校等の改善を踏まえ、領域などの表現や構成を整理してはどうか。

（内容の取扱い）次のことについて、学習指導要領の「第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」に明記してはどうか。

- ・ 各学部で各教科の各段階の領域ごとに目標を設定した場合、既に各学部の段階の目標を達成している子供たちのために、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各学部に対応した学校段階までの学習指導要領を参考に指導できる、としてはどうか。

（評価）小・中学校等の改訂に準ずる。

■ 小学校の改訂や教育課程の連続性を踏まえた特別支援学校（知的障害）小学部における外国語活動の導入についての検討

- ・ 外国語に親しんだり、外国の文化についての理解や関心を深めたりするため、子供の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、小学校における外国語活動を設定することができる、としてはどうか。

■ 「カリキュラム・マネジメント」の考え方や検討の道筋について整理

- ・ 学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にする段階、教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階、個別の指導計画と授業等とのつながりなど、カリキュラムの総体的な可視化をしながら解説してはどうか。
- ・ 重複障害のある子供たちの教科等の目標及び内容を変更する際の手続きを整理してはどうか。

(6) 学校段階間の接続

小中一貫教育の取組状況

■ これまで多くの学校設置者において小中一貫教育の取組が進められてきた

⇒ 小中一貫教育に取り組む市町村(特別区を含む。以下同じ。)は211、取組の総件数は1,130件であり、全国的に取組が広がっている。また、今後小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後さらに増加していくものと考えられる。

文部科学省による小中一貫教育等についての実態調査の概要

調査対象： 都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校

調査時点： 平成26年5月1日

- ・ 小中一貫教育を実施中：**211市町村**（約1割）
- ・ 小中一貫教育を実施予定又は検討中：**166市町村**（約1割）
- ・ 国及び他市町村の状況を注視している市町村：**450市町村**（約3割）
- ・ 小中一貫教育の取組件数：**1,130件**（小学校2,284校、中学校1,140校）

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ①

調査対象：都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校 / 調査時点：平成26年5月1日

1. 実施状況について

- 実施件数 1130件（小学校2284校、中学校1140校）
- 実施市町村 211市町村（全市町村の約12%）
- 積極的に推進している県 4県
積極的な検討・注視している県 3県+33県

2. 施設形態について

- 施設一体型 148件（13%）
- 施設隣接型 59件（5%）
- 施設分離型 882件（78%）



3. 管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件（12%）
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件（10%）
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件（78%）



4. 教育課程・指導方法について

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- 合同行事の実施（70%）
- 9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定（47%）
- 9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成（52%）
- 9年間を見通した学習・生活規律の設定（51%）等

※回答に重複あり。なお、9年間一貫した学校教育目標とカリキュラムの作成の双方を実施している学校は289件（26%）

【特例の活用状況】

- 研究開発学校制度の活用 1%
 - 教育課程特例校制度の活用 19%
- ※特例の内容…新教科等の設定72%、英語教育
早期化：82%、指導内容の前倒し18%

「研究開発学校制度」：学習指導要領の改訂等に資する実証的資料を得るため、研究校を指定し、新しい教育課程等の研究開発を実施するもの。

「教育課程特例校制度」：地域等の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認めるもの。

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ②

5. 学年段階の区切りについて

- 6-3 : 810件(72%) ○ 4-3-2 : 293件(26%) ○ 5-4、4-5 : 3件(0.3%)

6. 成果・課題について

【成果の状況】

- 成果が認められる 88%

(大きな成果が認められる(10%)、成果が認められる(77%))

- ① 中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

【課題の状況】

- 課題が認められる 87%

(大きな課題が認められる(7%)、課題が認められる(80%))

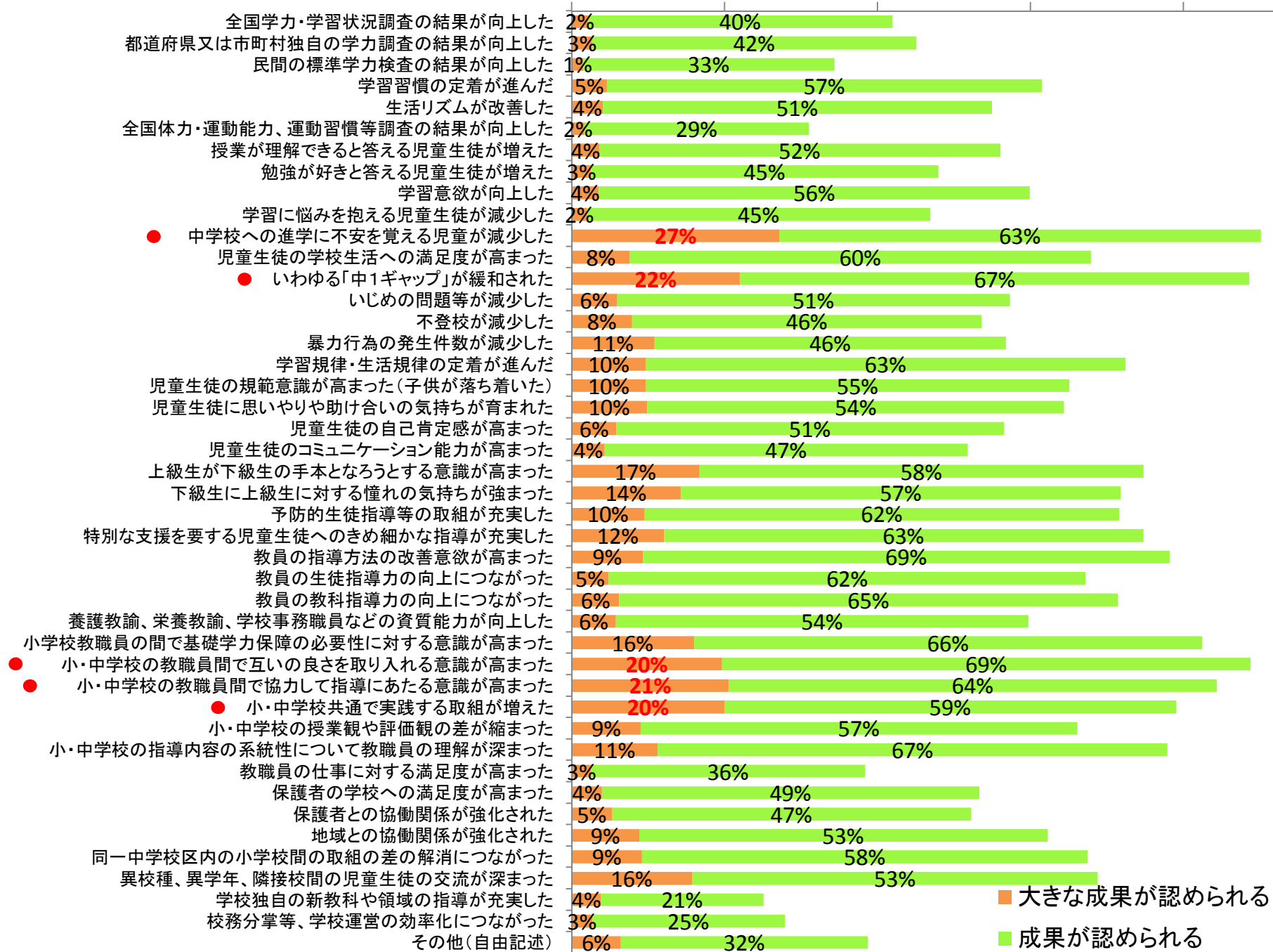
- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

7. 効果的な一貫性の確保の取組について

- 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向

- ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合
- ② 小学校における教科担任制を導入した場合
- ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- ⑦ 施設一体型とした場合

小中一貫教育の成果



※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

小中一貫教育の課題



小中一貫教育の全体の制度設計

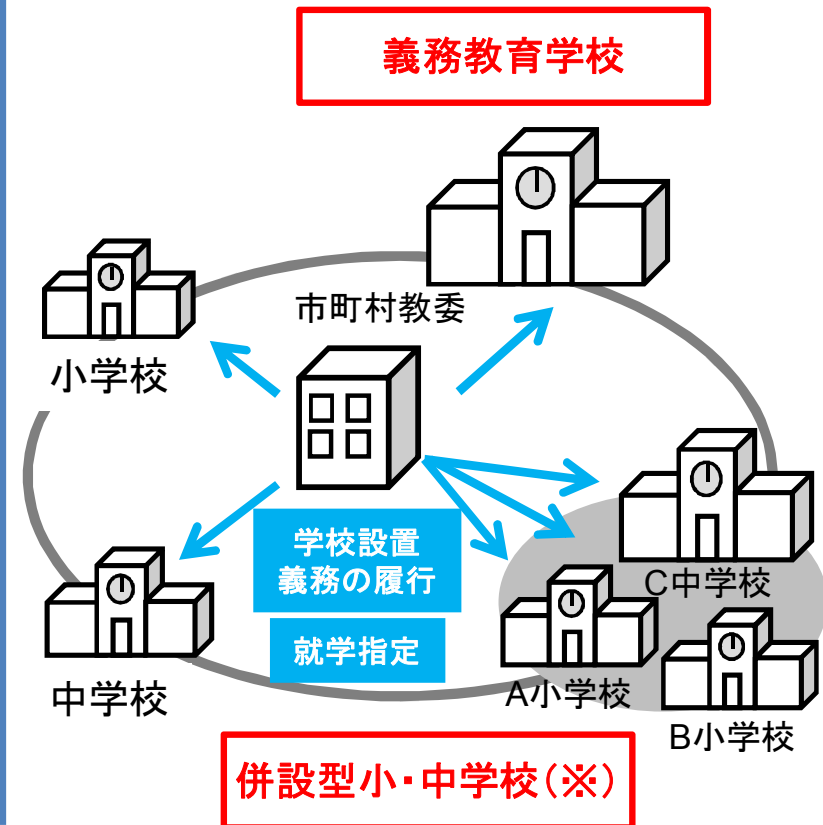
◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	学校教育法等 改正で措置	併設型小学校・中学校	政省令 改正で措置(※)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)		・小・中学校と同じ	
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)		・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)		・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置	
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能		・教員は各学校種に対応した免許を保有	
			・施設の一体・分離を問わず設置可能	

◎ 制度化後のイメージ



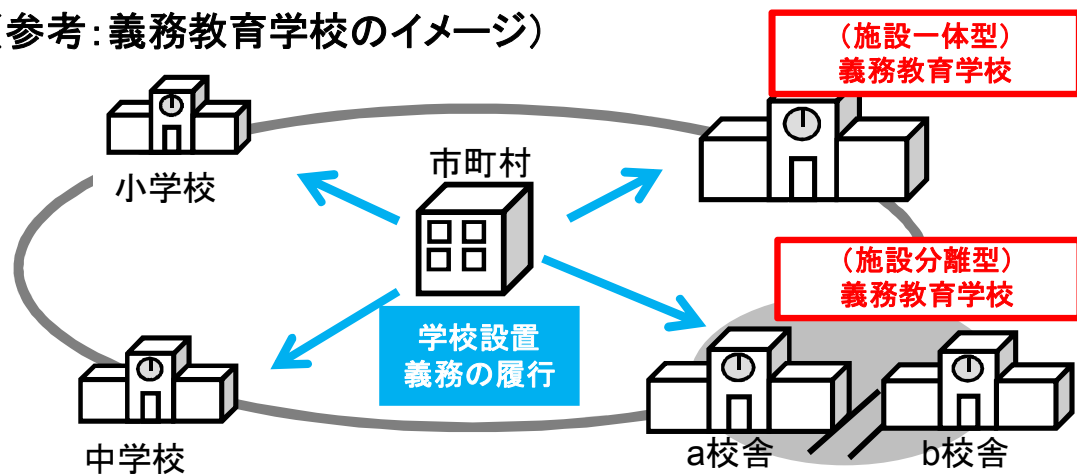
※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）
設置者・設置義務	<ul style="list-style-type: none"> □ 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係） □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）
目標・修業年限	<ul style="list-style-type: none"> □ 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第49条の2関係） □ 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）
教職員関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係） □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項関係）
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> □ 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

（参考：義務教育学校のイメージ）



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

施行期日

平成28年4月1日

（施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能）

従来の制度と義務教育学校の比較

	従来の制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年 ・中学校3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに市町村に設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例:一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓学習指導要領の抜本的な見直し

- ・ 育成を目指す資質・能力を踏まえた**教科・科目等**の見直し
（「歴史総合」、「理数探究」、情報活用能力を育成する新科目など）
- ・ カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✓学習・指導方法の改善

- ・ **アクティブ・ラーニング**の視点からの学習・指導方法の改善
- ・ 教員の**養成・採用・研修**の見直し

✓多面的な評価の推進

- ・ **学習評価の改善**
- ・ 多様な学習成果を測定するツールの充実
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
CBT導入を検討。
（平成31～34年度：試行実施、平成35年度～：新学習指導要領に対応）
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、
実証的・専門的検討、新テストの実施方針（平成29年度初頭）に反映
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

（平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応）

- ◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視
- ・ **記述式問題**の段階的導入
平成32～35年度：短文記述式
平成36年度～：より文字数の多い記述式
- ・ **マークシート式問題**の改善（平成32年度～）
- ・ **CBT**の検討・導入（平成36年度以降の導入を目指す）
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化等を
を中心として、引き続き検討

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針（平成29年度初頭）に反映

✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、
「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- ・ **新たな選抜実施ルール**の構築
- ・ 「**調査書**」の改善や「**学修計画書**」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討（平成32年度に実施される選抜から適用）

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

✓三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ）に基づく大学教育の質的転換

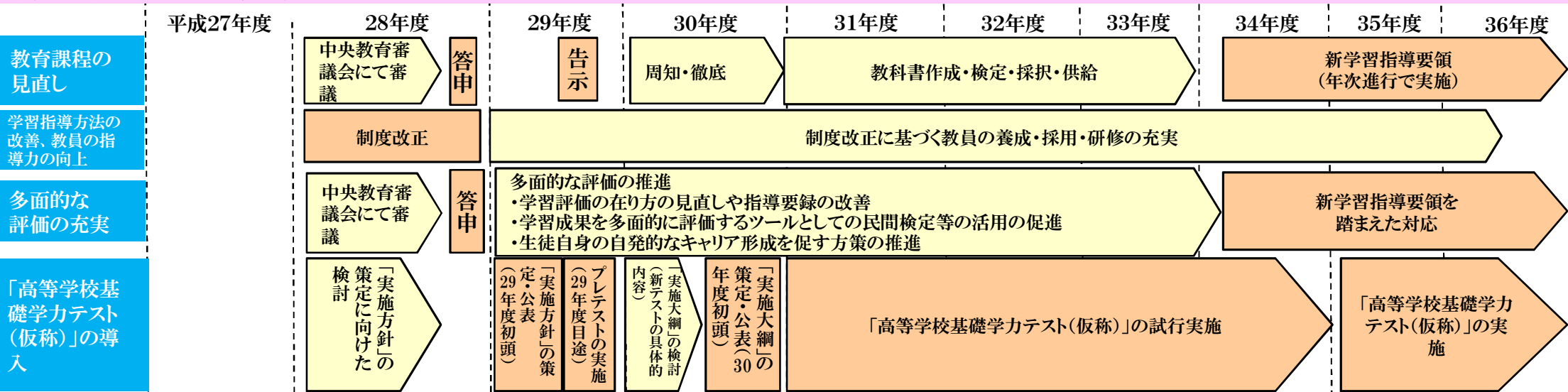
- ・ 関係省令の改正（「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**）
（平成28年3月改正、平成29年4月施行）
- ・ 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成（平成28年3月）
- ・ 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- ・ 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

✓認証評価制度の改善

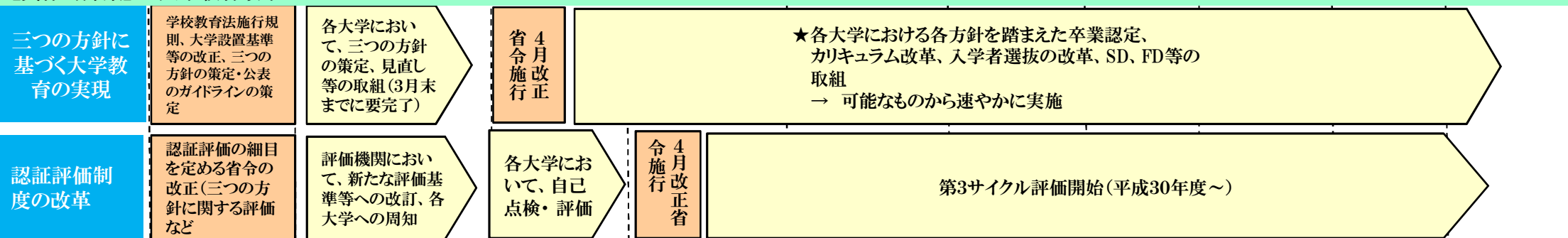
- ・ 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善（**「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**）
（平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映）

高大接続システム改革のスケジュール

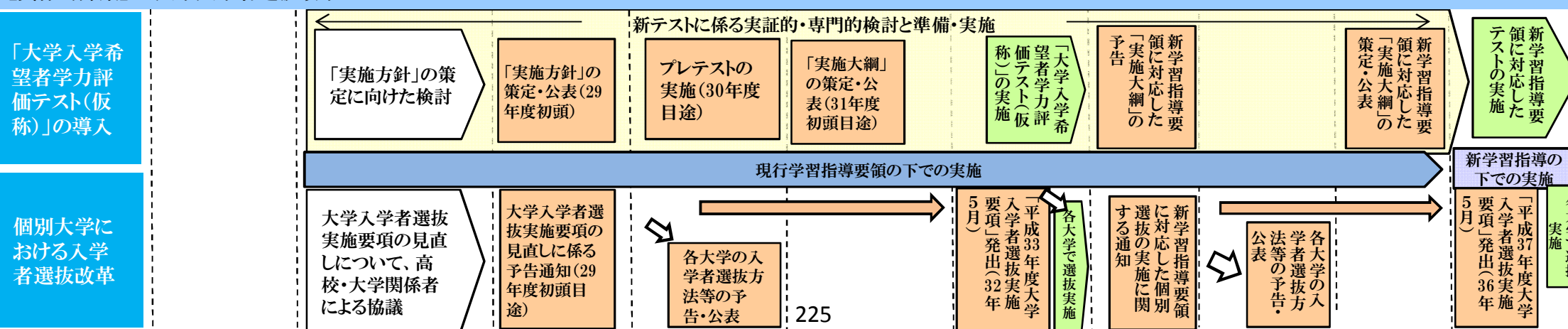
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革

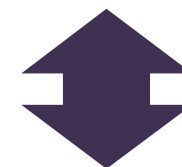


高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

＜生徒の多様な進路＞

大学、専門学校、就職



高等学校段階における多様な学習活動

学校での活動

教員

生徒

日々の授業

学習・指導方法

学習評価
学校評価

教育内容

就業体験

留学

定期考査

生徒会活動

文化・運動部活動

ボランティア活動

各種大会や
資格取得など
学校外での活動

義務教育（小学校、中学校）
幼稚園・保育所・認定こども園
家庭 地域

学習・指導方法の改善と 教員の指導力向上

- 教員の養成・採用・研修の見直し
- ・学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上

教育課程の見直し

- 学習指導要領の改訂
- ・育成を目指す資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し
- ・カリキュラム・マネジメントの普及・促進

多面的な評価の推進

- 学習評価の改善
- ・学習評価の在り方の見直し
- ・指導要録の改善等
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
- ・高校の協力による高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入
- ・校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進
- ・各種民間検定試験の質的向上と普及促進
- 学校評価の促進
- ・上記取組を通じて得られた情報に基づく学校評価の充実

多様化する高校教育の質の確保と「高等学校基礎学力テスト(仮称)」との関係

基本方針

- 量的拡大をベースとした施策から、**多様化した高校における「質的充実」に向けた施策への転換**を目指す。
- 高校において、各学校の特性に応じた**魅力ある学びを提供するなどの方策を推進**するとともに、**生徒の基礎学力の把握・定着のための仕組みを構築**する。
- 大学において、多様な入学生に対応した**初年次教育の見直し・充実など、大学教育の改革**を目指す。

義務教育(小・中学校)

- ◆ 多様な高校入試
- ◆ 高校進学率 (H27)

98.5%



高等学校

高校生の実態

- AO・推薦入試を経由する大学進学者は約4割まで増加
 - 授業外の学習時間は約6割の高校3年生が1時間未満
 - ・ 約半数の高校生が読書をしない
 - ・ 高校生のスマホ等の利用は、男子平均3.8時間、女子平均5.5時間
- ⇒ 高校生の基礎学力や学習意欲が大幅に低下していないか。
高校生の時間が有効に活用されていないのではないか。



県教委等

- 高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
- 学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組



基礎学力テストの導入意義

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、

「定着度合いの目安」

を把握する仕組みを構築



生徒

基礎学力の定着度合いの確認を通じ、興味・関心を引き出し、自ら「**学びの質の向上**」に取り組めるようにする

- 生徒個人の基礎学力テストの希望 受検も可能 (各県に受検会場を設置)
- 高卒程度認定試験との連携を検討 (安易な高校卒業資格の取得の助長につながるよう配慮)

約72万人 (22%)

専門高校

- SPH事業等を通じた専門的な教育の充実 (※農業高校での先進農家の経営実践の学習等)
- 各専門分野で校長会等が実施する検定等を活用した多面的評価の推進 (※情報技術検定、簿記 等)

基礎学力テストの活用

- 職業人としての専門性の育成を図る上で、必要となる基礎学力の確実な定着を目指す学校による活用

基礎学力テストの活用以外

○ 少人数指導や補習の実施など、きめ細やかな学習指導による基礎学力の定着に向けた取組

(キャリア教育等の充実とあわせて)

社会での活動等に接続

- 《参考》
職場や地域社会で求められる基礎学力のイメージ
- ・ 読み、書き
 - ・ 数的な処理能力
 - ・ 基本ITスキル、社会人常識 等

約58万人 (55%)

大学・短大

(新たな高等教育機関の検討を含む)

- ・ 入学者レベルに応じた初年次教育の見直し・充実など
- ・ 「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜

約23万人 (22%)

専門学校・各種学校

約19万人 (18%)

就職

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築

＜現状における課題＞

- 学校外での学習時間が全くない者が全体の約4割
- 学力中間層の学習時間が減少

➡ 少子化が急速に進む中、このような状況を放置することは生徒本人とともに **我が国社会にも悪影響**を及ぼす恐れ

- 生徒の**学習意欲の喚起、学習改善**を図ることによる**基礎学力の確実な育成**
- **修学支援の大幅な充実**に見合う**教育の質向上**が不可欠

課題解決に向けて

国・設置者からの支援

国・設置者からの支援

- 教育再生実行会議報告や、中央教育審議会高大接続答申に基づく『**高大接続改革実行プラン**』の策定
- 上記プランに基づく **高大接続システム改革会議**での検討
- 国の議論を踏まえ、都道府県など**設置者ごとの** **高校教育充実に向けた計画の立案**

- アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善、義務教育段階を含めた学び直しや、教科・科目等の見直し等の**次期学習指導要領の改訂、教科書の作成・検定・採択・供給**など
- 高校教員の指導力向上に向けた**養成・採用・研修の一体的な改革の推進**
- 教員配置等を通じた**指導体制の整備**
- 設置者が設定した目標・計画に基づく **様々な教育施策**の展開

➢ 学校ごとの**教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成・見直し** など

➢ アクティブ・ラーニングの視点からの学習の充実を図るとともに、義務教育段階を含めた学び直し等を行う授業など**多様な教育活動の展開** など

Plan Do

学校現場における『PDCAサイクル』の確立

➢ 学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度に基づく改善点等の**生徒への指導改善**や **教材研究**等への反映 など

Action Check

➢ 日々の学習成果の指導要録への適切な反映など**多面的な学習評価の充実**

➢ **高等学校基礎学力テスト(仮称)**や、校長会・民間が実施する検定試験等を活用した **生徒の学習成果の把握** など

- 様々な評価結果等から明らかになった指導困難校など支援を要する**高校に対する教員加配や補習指導員の配置など、指導体制の充実**に向けた支援とともに、**今後の教育施策の検証・改善**
- 様々な評価結果等に基づき、**設置者として計画等の改善や教員研修の充実**

国・設置者からの支援

国・設置者からの支援

- 多面的な評価を行うための**指導要録の改善**
- 特に**高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入**は、①高校卒業後の社会生活で求められる基礎学力の定着度を確認するための**良問提供**や、②**CBT-IRTの導入**による**実施時期の柔軟化**及び**指導等に生かすためのテスト結果の速やかな返却**、③不得意分野に関する**類題の提供**等、学校における指導改善を支援

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の各教科において、 大学教育を受けるために必要な能力としてどのような力を評価すべきか？（案）

1. 総論

今後の社会の在り方やその変容の動向を踏まえれば、大学入学者選抜においては、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力、すなわち、主体性を持って多様な人々と協働しながら、問題を発見し、その解決策をまとめ、実行するために必要な諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要となる。（詳細は次ページのイメージ参照。）

⇒ そのためには、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、各教科の知識をいかに効率的に評価するかではなく、特に、

- ①内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
- ②様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
- ③そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりするために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。

このような諸能力を働かせることが必要となる状況をいかに設定し評価するかという観点から作問を行う。

⇒ 大学教育においてはこうした諸能力をさらに磨いていくことを重視する、また、高等学校教育においても、多様な進路に応じて必要な能力を伸ばす中で、こうした諸能力の育成を重視するという、メッセージとセットで打ち出すことが必要。

2. 求められる諸能力の育成のために各教科で重視すべきプロセス

<国語>

例えば、

多様な見方や考え方が可能な題材に関する文章や図表等から得られる情報を整理し、概要や要点等を把握するとともに、他の知識も統合して比較したり推論したりしながら自分の考えをまとめ、他の考えとの共通点や相違点等を示しながら、伝える相手や状況に応じて適切な語彙、表現、構成、文法等を用いて効果的に伝えること。

<数学>

例えば、

事象から得られる情報を整理・統合して問題を設定し、解決の構想を立て、数量化・図形化・記号化などをして数学的に表現し、考察・処理して結果を得、その結果に基づきさらに推論したり傾向や可能性を判断したりすること。

<理科>

例えば、

観察した自然事象の変化や特徴を捉え、そこから得られる情報を整理・統合しながら、問題を設定し仮説を立て予測し、それらを確認するための観察・実験を計画して実践し、得られた結果から傾向等を読み取ったり、モデルや図表等で表現したりするとともに、結果に基づき推論したり、改善策を考えたりすること。

<地理歴史（世界史）>

例えば、

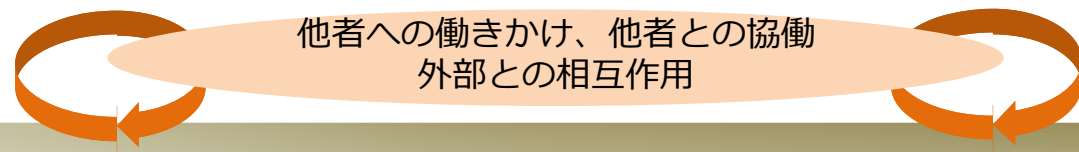
文章や年表、地図、図表等の資料から、歴史に関する情報を整理し、その時代の人々が直面した問題や現代的な視点からの課題を見だし、その原因や影響、あるいは解決策等についての仮説を立て、諸資料に基づき多面的・多角的に考察し、その妥当性を検証し考えをまとめ、根拠に基づき表現すること。

<英語>

例えば、

多様な見方や考え方が可能な幅広い話題・問題に関する情報を聞いたり英文や図表などを読み取り、情報を整理しながら概要や要点を把握し、得られた情報を統合するなどして活用しつつ、様々な見方や考え方の共通点や相違点等を示しながら、自分の考えや主張を適切な語彙、表現、文法等を用いて効果的に伝えること。

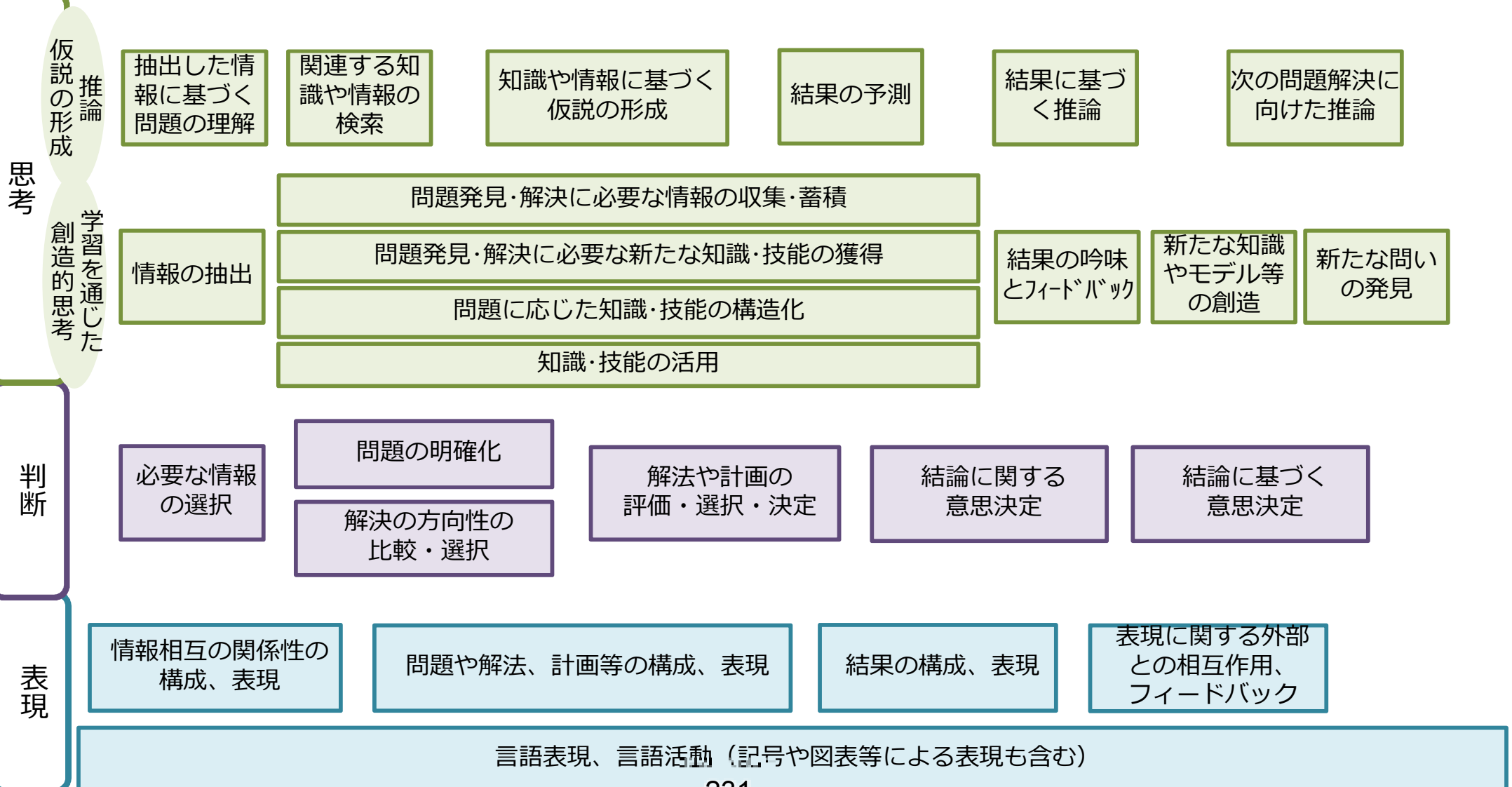
中央教育審議会教育課程企画特別部会の各教科等別ワーキンググループにおいて、資質・能力や問題発見・解決の学習プロセスの中で働く思考・判断・表現等を検討中。



問題発見・解決
のプロセス

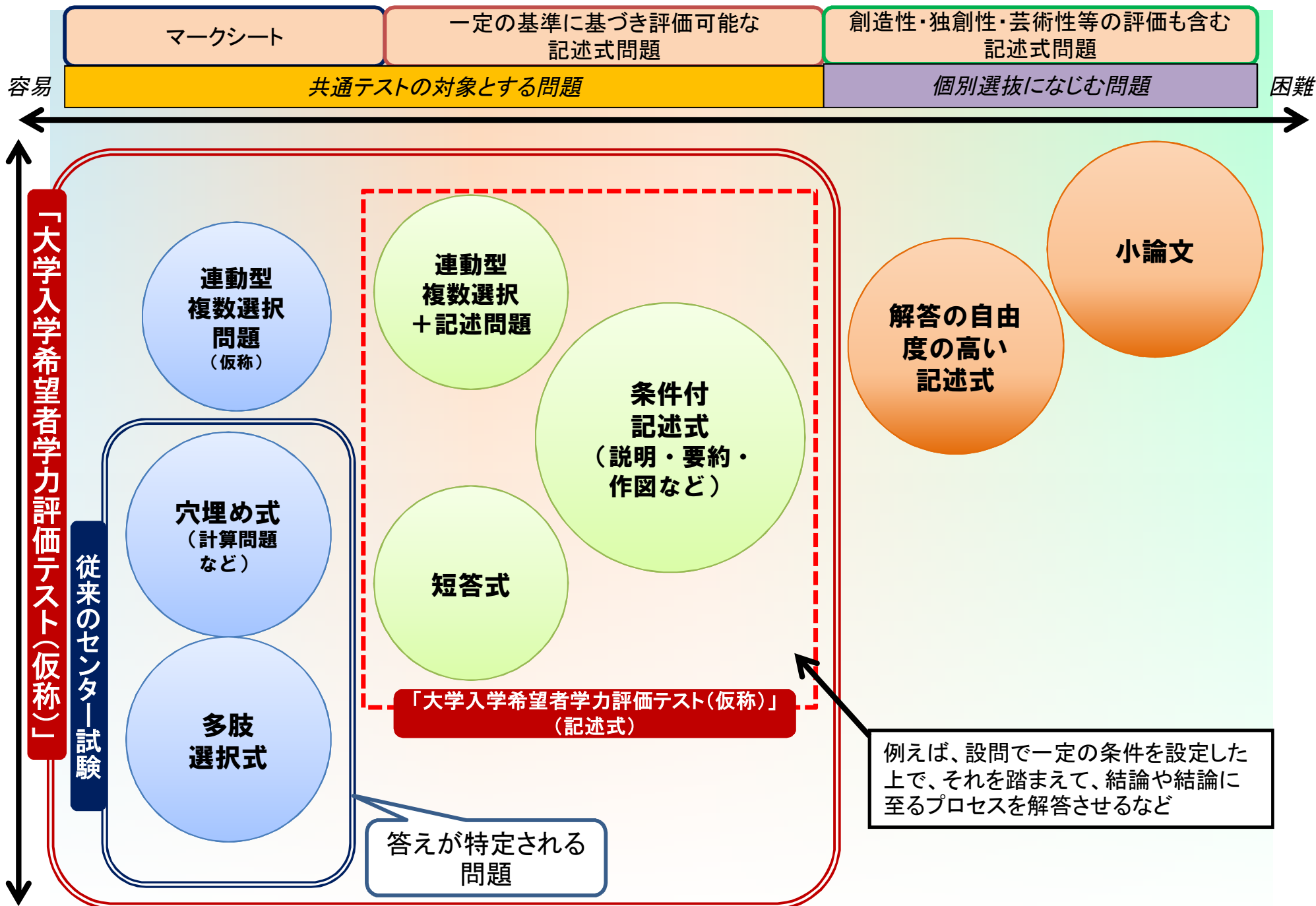


プロセスの中で働く思考・判断・表現等のうち、特に重視すべきものの例



「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」とそれらを評価する方法のイメージ例（たたき台）

採点可能性



※上記、○囲み部分は、あくまで問題形式の一例として挙げたもの。232